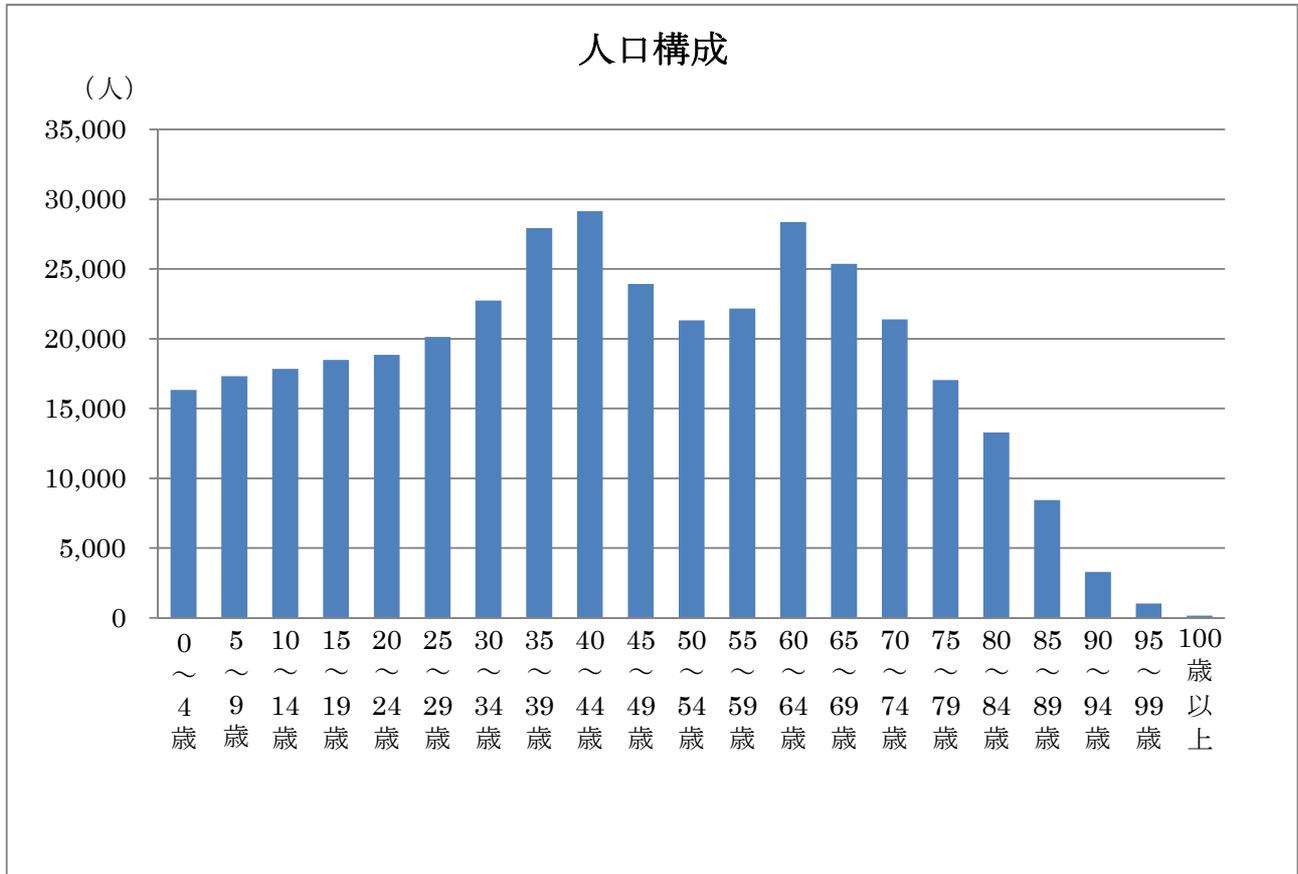


# 參考資料

# 1 高崎市の現況について

## (1) 高崎市の人口 (平成 25 年 3 月末日)



## (2) 身体障害者手帳の交付状況

(単位：人)

障害別		視覚	聴覚	音声言語	肢体不自由	内部	合計
22 年度		746	927	134	6,148	3,855	11,810
23 年度		722	924	132	6,132	3,887	11,797
24 年度	18 歳未満	9	44	3	124	28	208
	18 歳以上	702	903	128	6,027	3,896	11,656
	計	832	947	131	6,151	3,924	11,864

障害者手帳の交付は、全体的に増加傾向にある。  
身体障害者手帳のみ増加と減少を繰り返している。

(3) 療育手帳の交付状況

(単位：人)

年度		障害別	A (重度)	B (中軽度)	合計
22年度			785	1,274	2,059
23年度			824	1,316	2,140
24年度	18歳未満		169	347	516
	18歳以上		663	982	1,645
	計		832	1,329	2,161

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

(単位：人)

年度		障害別	1級	2級	3級	合計
22年度			542	550	206	1,298
23年度			576	605	226	1,407
24年度	18歳未満		4	3	3	10
	18歳以上		585	606	234	1,425
	計		589	609	237	1,435

(5) 高齢者人口比率の推移

(人口：人、比率：%)

年	総人口	65歳以上人口	高齢者人口比率
平成20年(2008年)	352,127	72,176	21.1
平成21年(2009年)	343,761	74,721	21.7
平成22年(2010年)	370,301	82,697	22.3
平成23年(2011年)	370,714	83,795	22.6
平成24年(2012年)	370,781	86,265	23.3
平成25年(2013年)	370,684	89,883	24.2

高齢者人口比率は、増加の一途をたどっている。  
総人口は増加と減少を繰り返しているが、65歳以上人口は毎年増え続けている。

(6) 単位長寿会数及び会員数

(単位長寿会数：会、会員数：人)

年度	区分	単位長寿会数				会員数
		30人未満	30～49人	50人以上	合計	
平成19年度		6	93	280	379	23,918
平成20年度		6	94	271	371	23,223
平成21年度		5	85	259	349	21,930
平成22年度		6	89	260	355	22,363
平成23年度		7	84	246	337	21,024
平成24年度		6	85	234	325	19,953

単位長寿会については、長寿会数、会員数ともに減少している。

主に30人以上で構成される単位長寿会の会員数が減少しており、会員数30人未満の長寿会数はほぼ横ばいである。

(7) 介護度別受給資格者数(平成25年3月末日)(単位 人数：人、構成比：%)

区分	第1号被保険者				第2号被保険者		合計	
	65歳～ 74歳	75歳 以上	計	構成比	40歳～ 64歳	構成比	人数	構成比
要支援1	203	1,398	1,601	10.8	42	10.8	1,643	10.8
要支援2	259	1,590	1,849	12.5	59	15.2	1,908	12.6
要介護1	320	2,631	2,951	20.0	64	16.5	3,015	19.9
要介護2	333	2,311	2,644	17.9	77	19.9	2,721	17.9
要介護3	215	1,713	1,928	13.0	50	12.9	1,978	13.0
要介護4	225	2,100	2,325	15.7	40	10.3	2,365	15.6
要介護5	170	1,328	1,498	10.1	56	14.4	1,554	10.2
計	1,725	13,071	14,796	100.0	388	100.0	15,184	100.0

## 2 高崎市民福祉意識アンケート調査について

### (1) 調査の目的

市民の福祉に対する意識調査や地域福祉推進の課題の抽出のため、市民の率直なお考えや、ご意見、ご要望をお聞きしました。

### (2) 調査の方法

調査の方法は以下のとおりです。

- ①調査地域 高崎市全域
- ②調査対象 満20歳以上の市民
- ③対象者数 6,000人
- ④抽出方法 平成25年2月1日現在、住民登録されている市民の中から無作為抽出
- ⑤調査方法 調査用紙を対象者に郵送、郵便での返送による回収
- ⑥調査日程
  - ・調査用紙の発送 2月14日(木)
  - ・調査用紙の回収 2月15日(金)～3月1日(金)

### (3) 回収結果

調査用紙の回収結果は以下のとおりです。

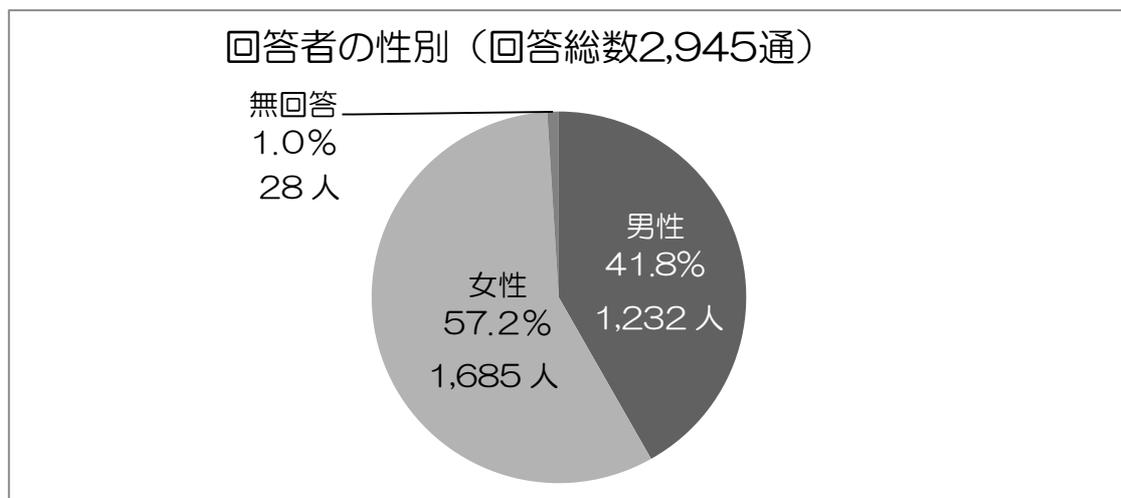
- ①調査対象者数 6,000人
- ②回収数 2,945人
- ③回収率 49.1%

### (4) 集計結果の表示等

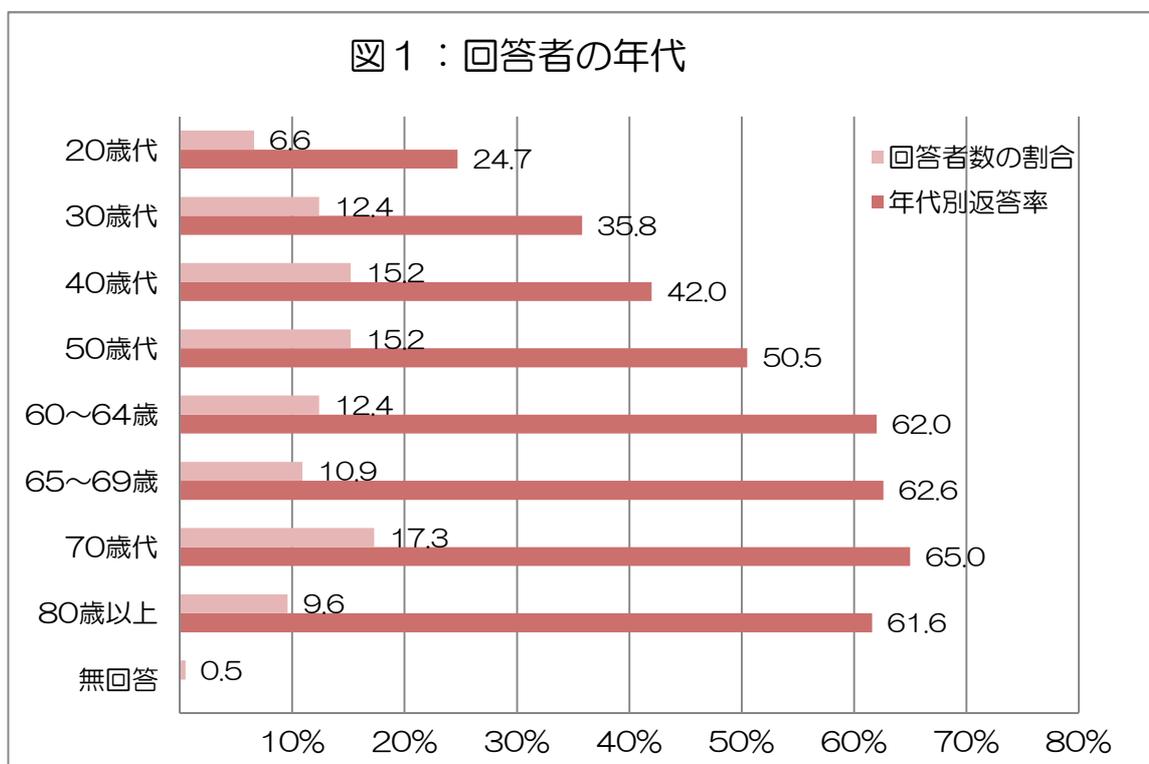
集計結果は、小数点第2位を四捨五入し、構成比率(パーセンテージ)で小数点第1位まで表示してあります。そのため、表示された構成比率の合計が100.0%にならない場合があります。

## 《 回答の概要 》

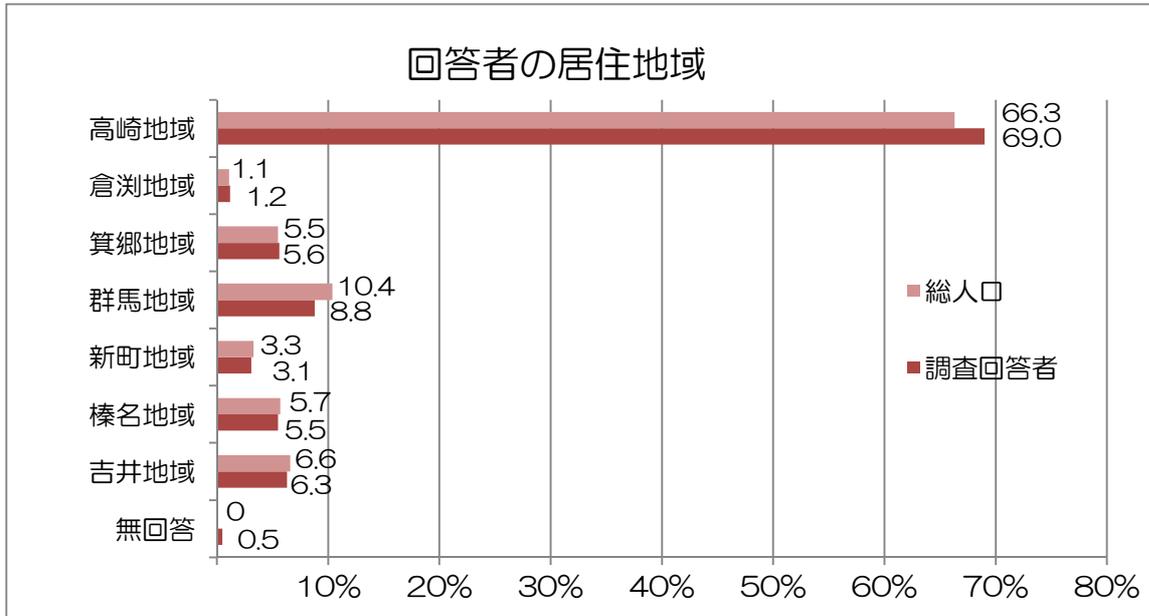
問1 あなたの性別は？



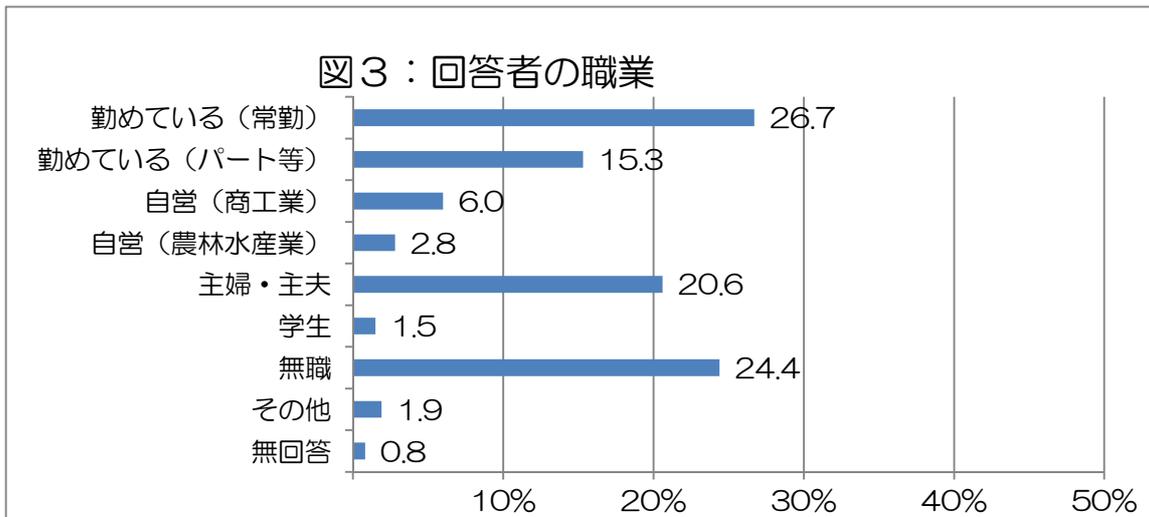
問2 あなたの年齢は？



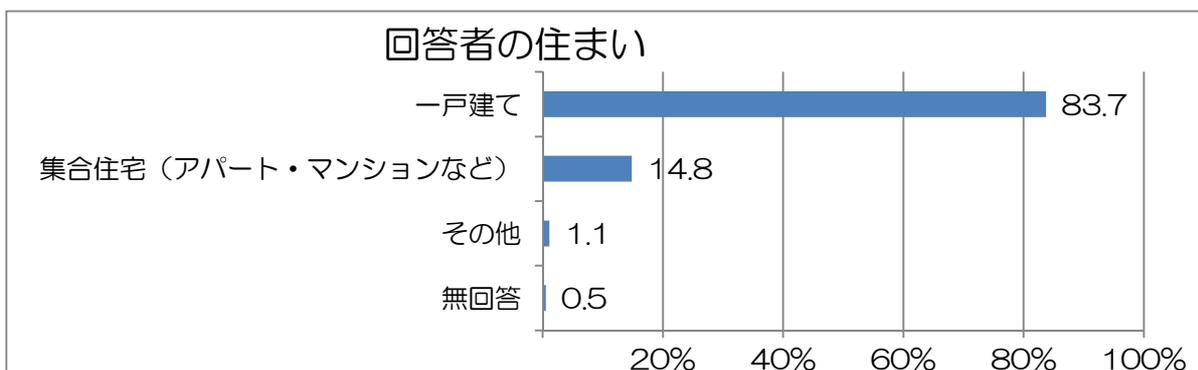
問3 あなたの住んでいる地域は？



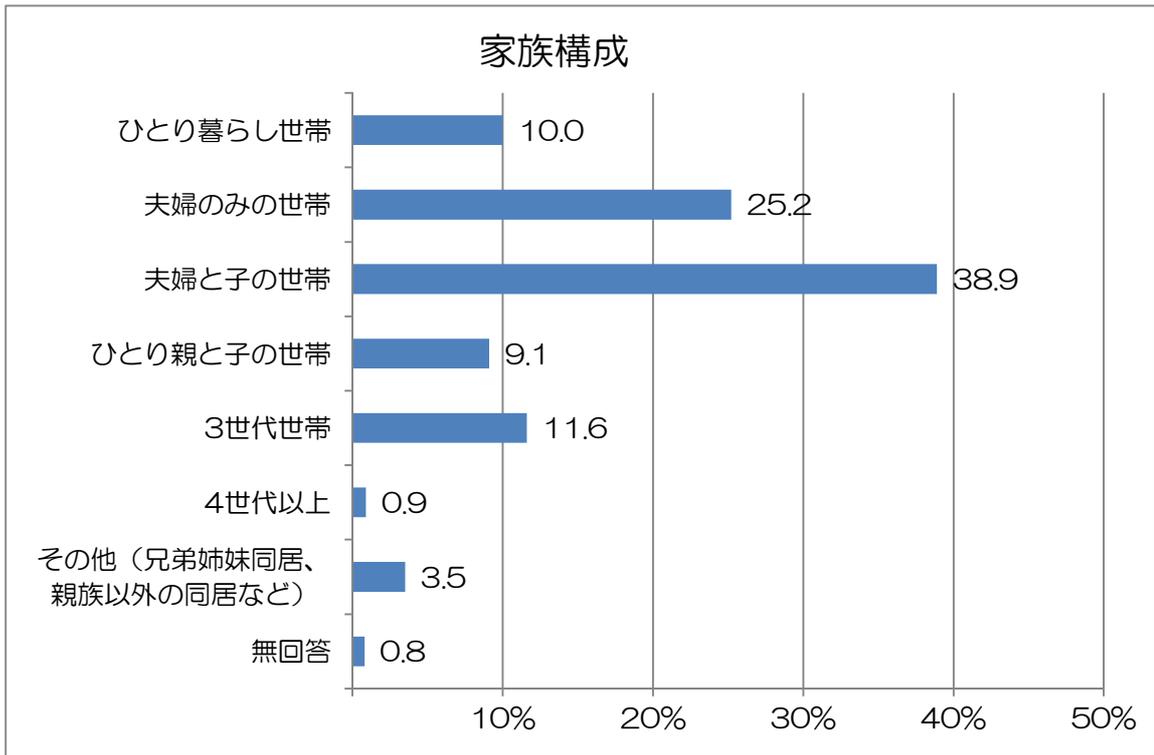
問4 あなたの職業は？



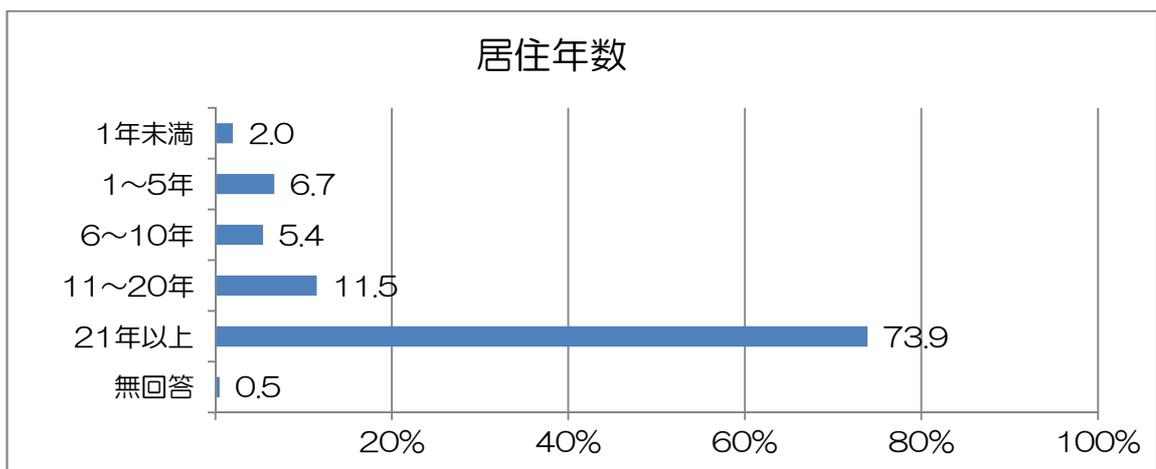
問5 あなたのお住まいは？



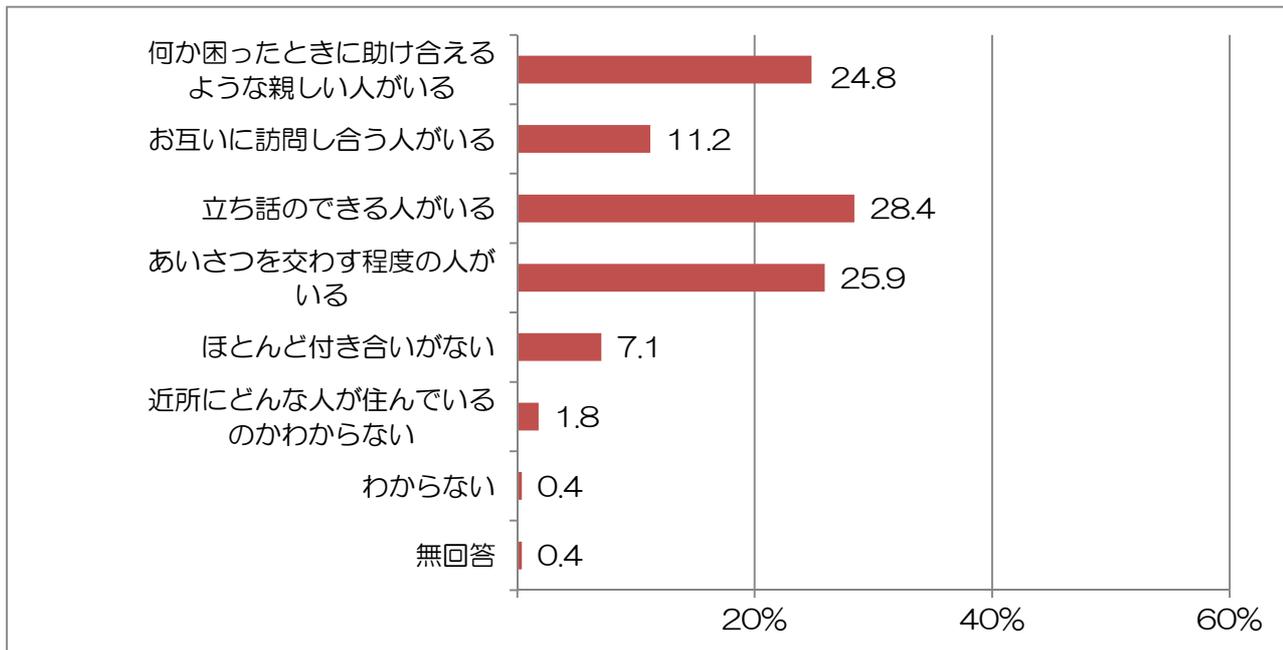
問6 あなたの家族構成は？



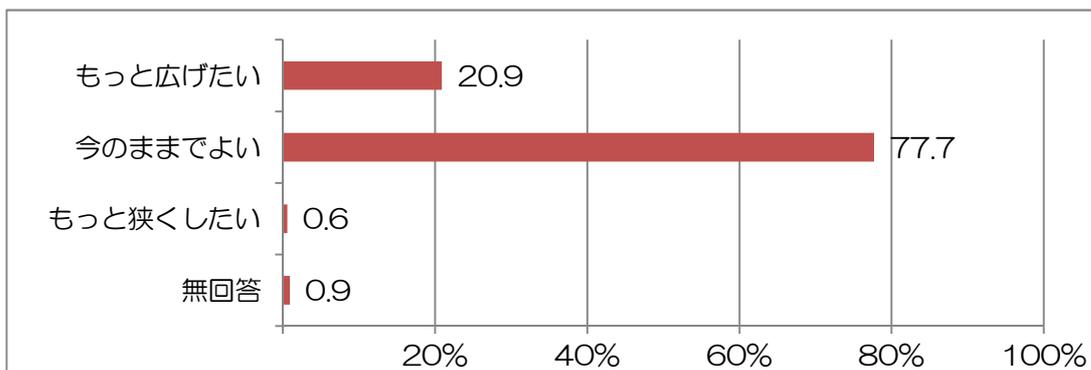
問7 あなたは、高崎市（旧町村含む）に何年住んでいますか。



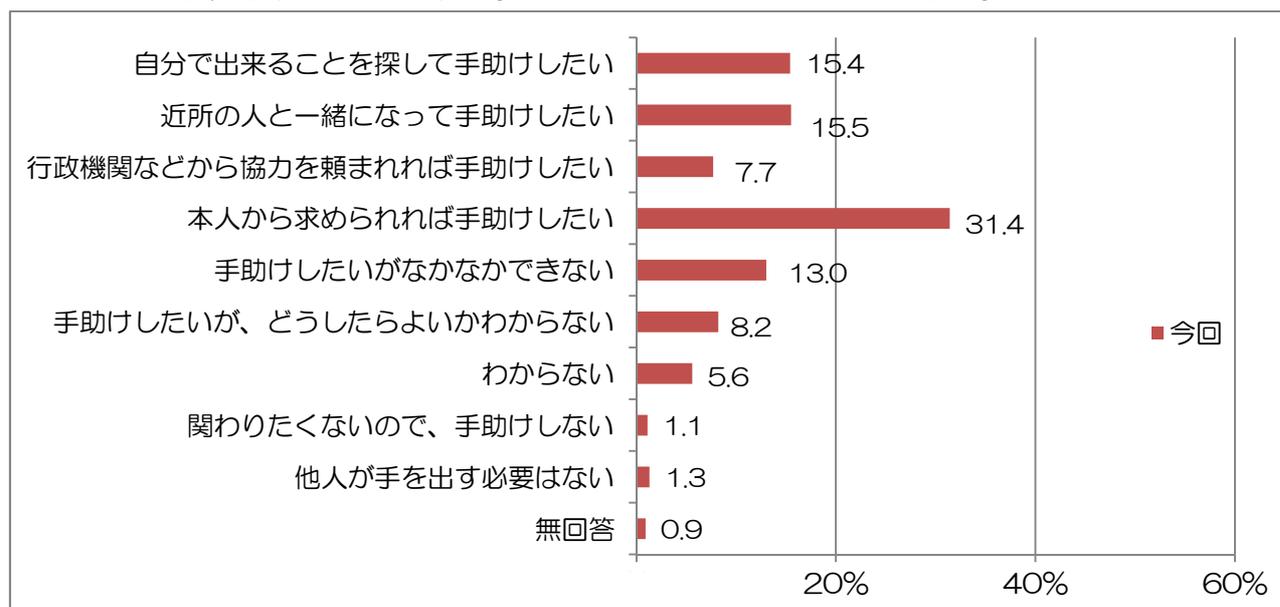
問8 あなたは、ご近所とどの程度の付き合いをしていますか。  
1つだけに○をつけてください。



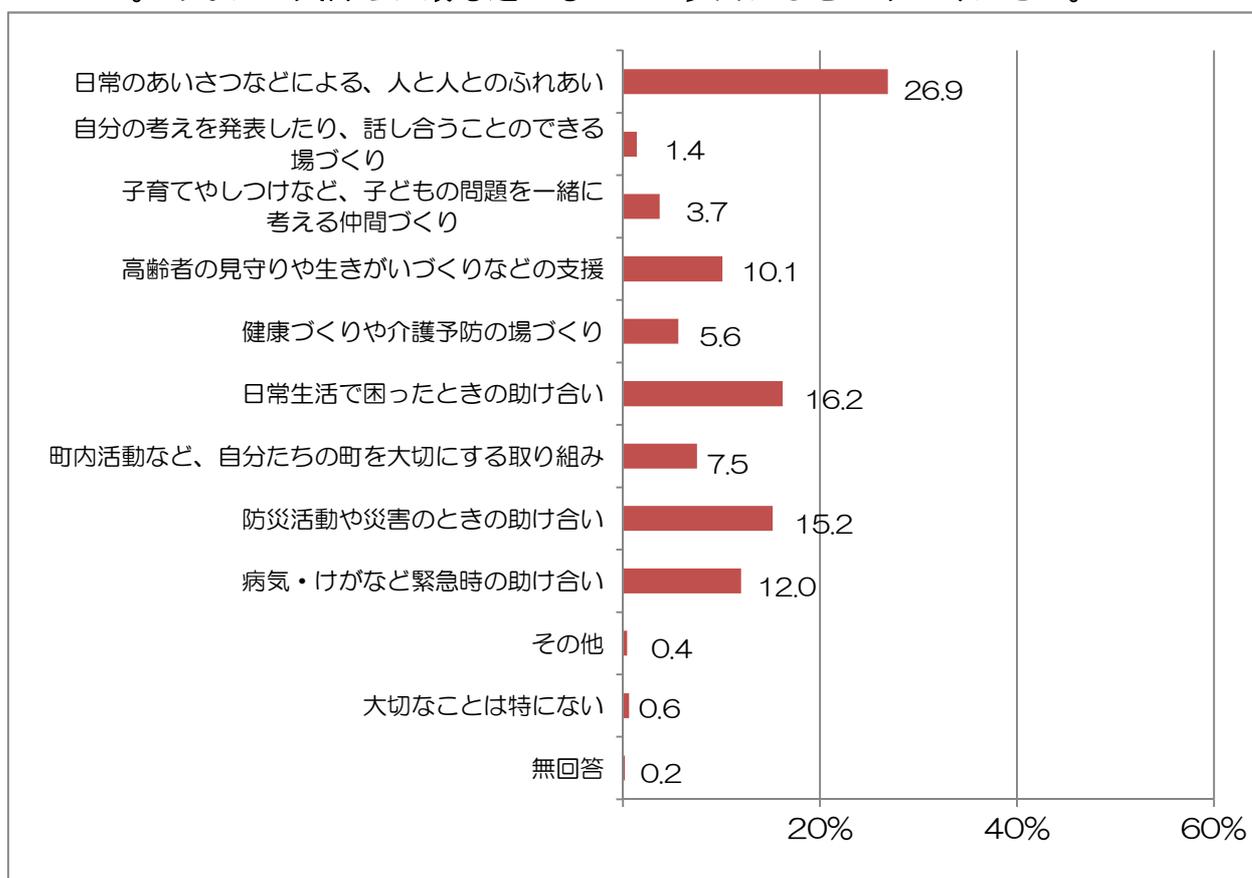
問9 あなたは、ご近所との付き合い・関わりを広げたいと思いますか。  
1つだけに○をつけてください。



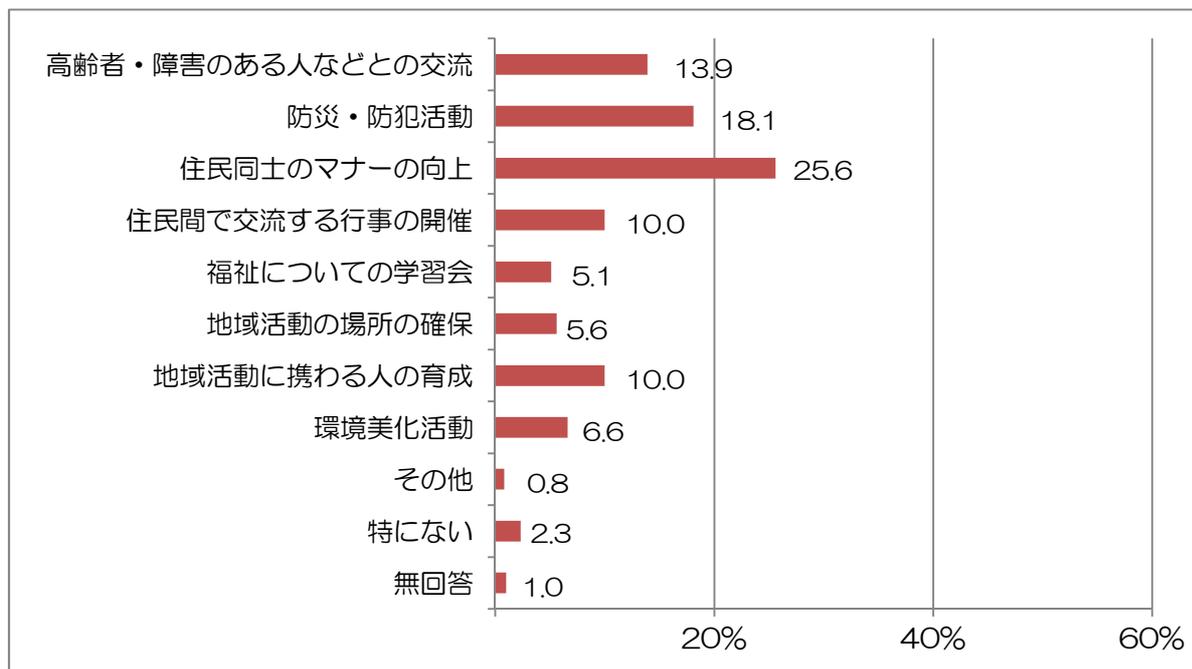
問10 あなたは、ご近所で高齢者や障害のある人、子育てなどで手助けが必要な人がいたら、どうしたいですか。1つだけに○をつけてください。



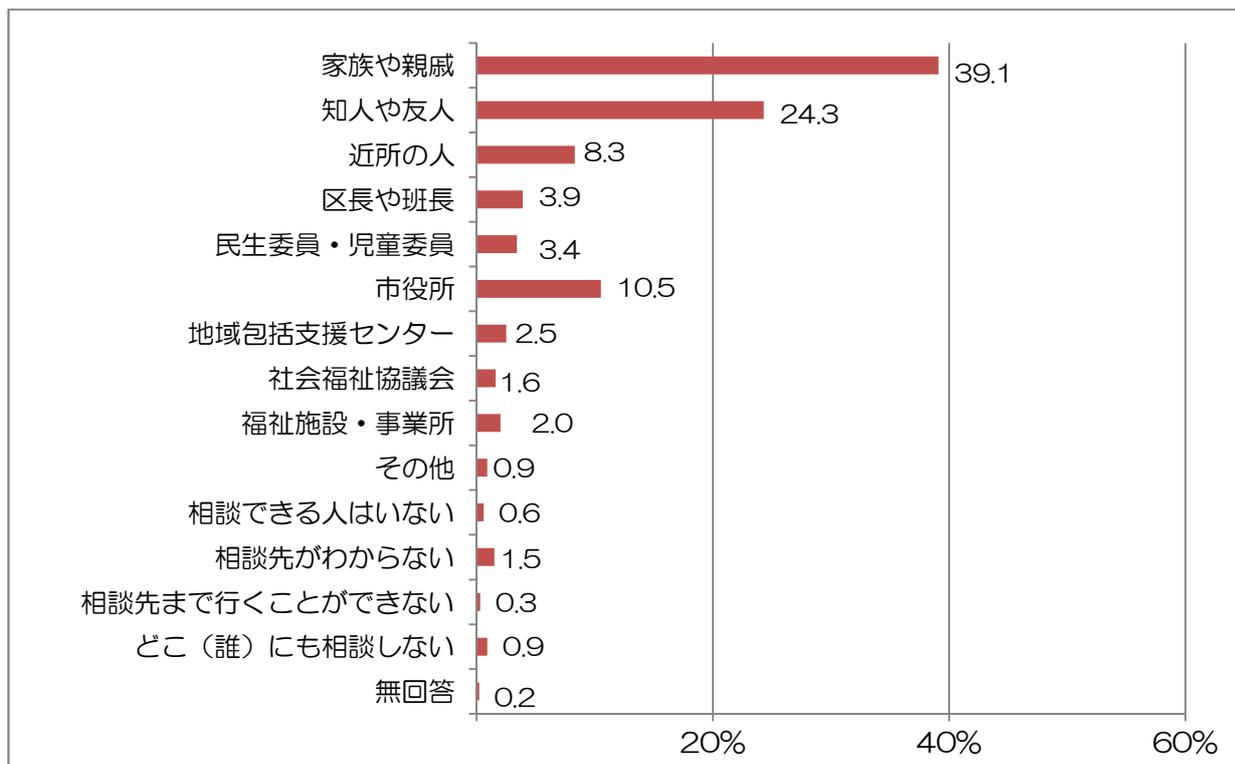
問11 あなたは、ご近所との付き合いで、これからどんなことが大切になると思いますか。あなたの気持ちに最も近いもの3つ以内に○をつけてください。



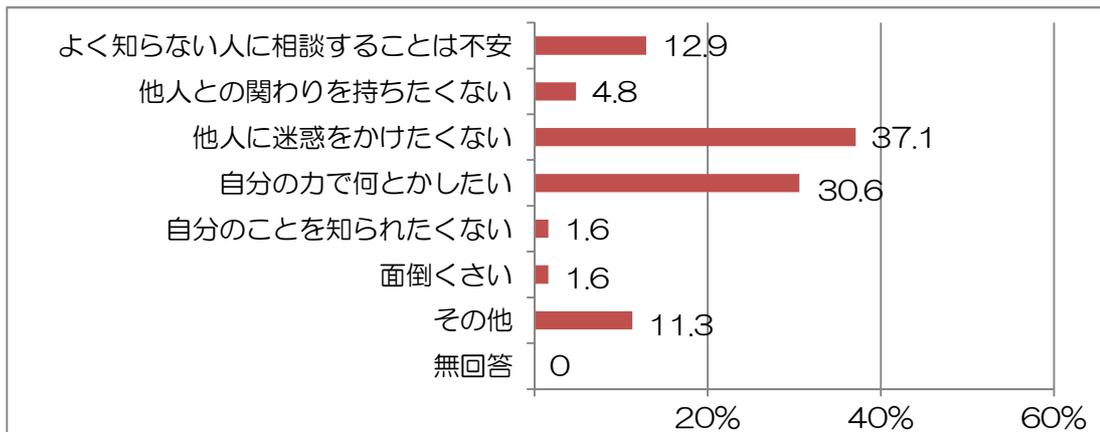
問 1 2 誰もが暮らしやすい福祉のまちをつかっていくために、地域住民として取り組むべきことは何だと思いますか。次の中から2つ以上に○をつけてください。



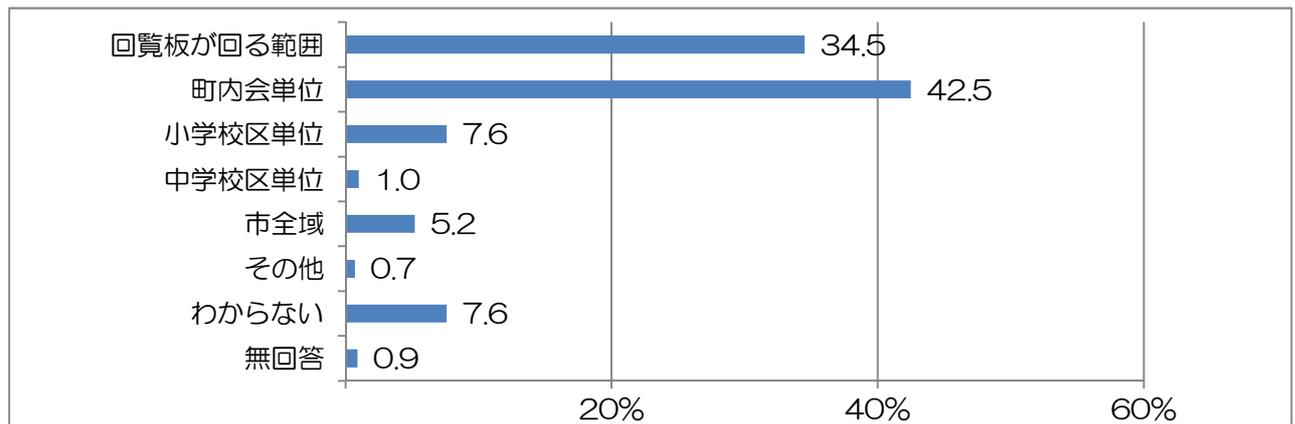
問 1 3 あなたは、生活の中で困ったことが起こったら、どこ（誰）に相談しますか。次の中から3つ以内に○をつけてください。



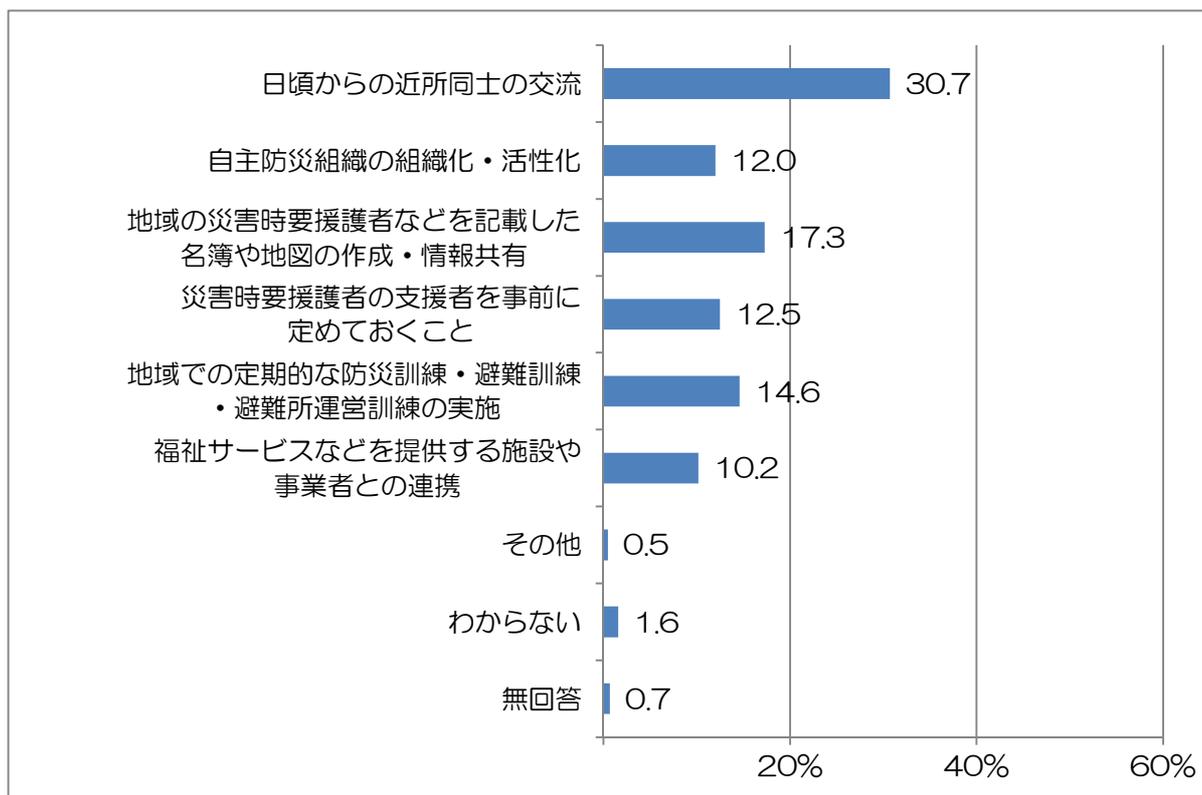
問14 問13で、「どこ（誰）にも相談しない」を選んだ人はお答えください。  
相談しない理由は何ですか。1つだけに○をつけてください。



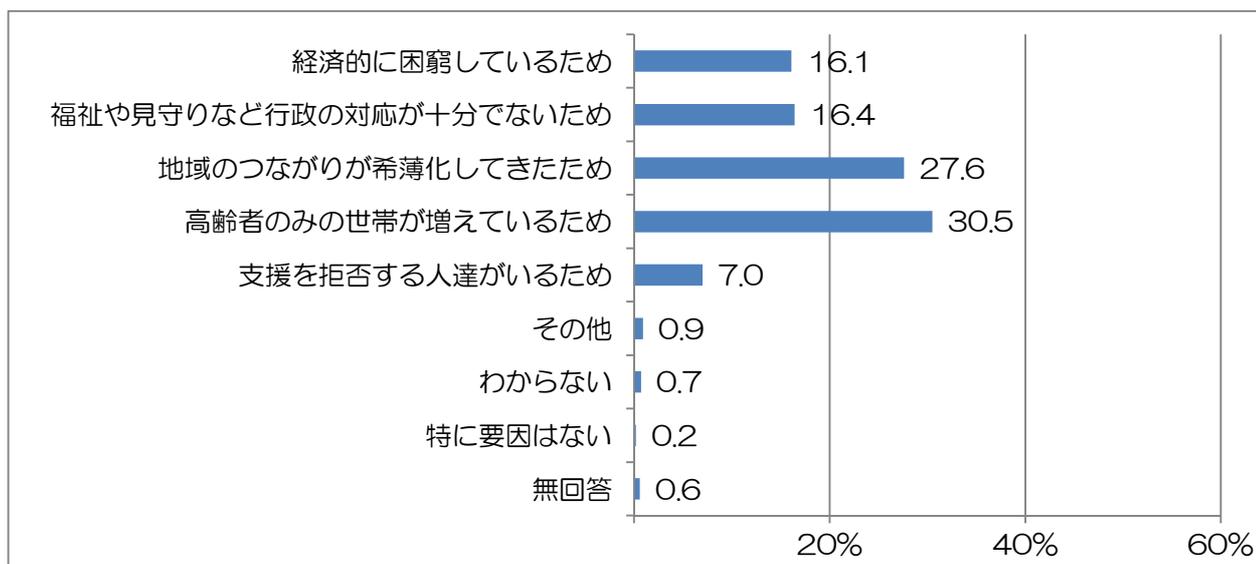
問15 あなたは、地域での支え合いにふさわしいのはどの範囲だと思いますか。  
1つだけに○をつけてください。



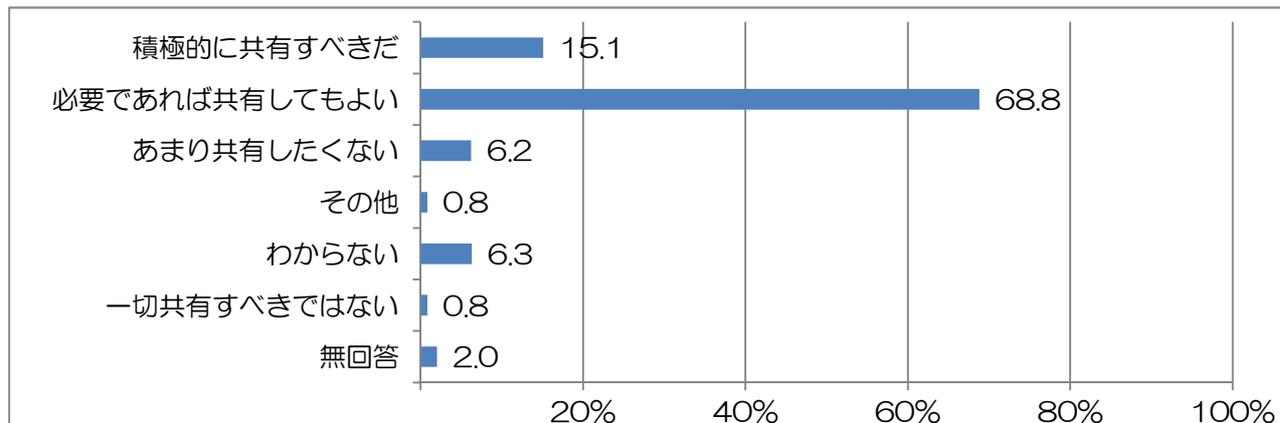
問 1 6 災害時に地域で支え合うためには、地域住民としてどのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものにすべて○をつけてください。



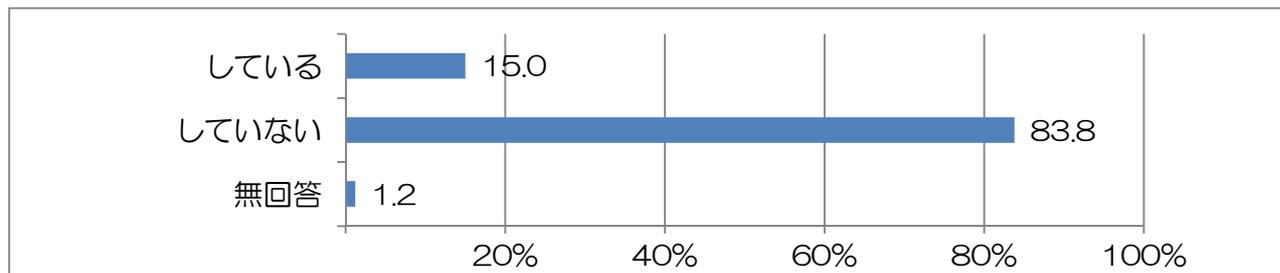
問 1 7 最近、孤独死・孤立死に関する報道が相次いでいます。あなたは、なぜ孤独死・孤立死が起ってしまうと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



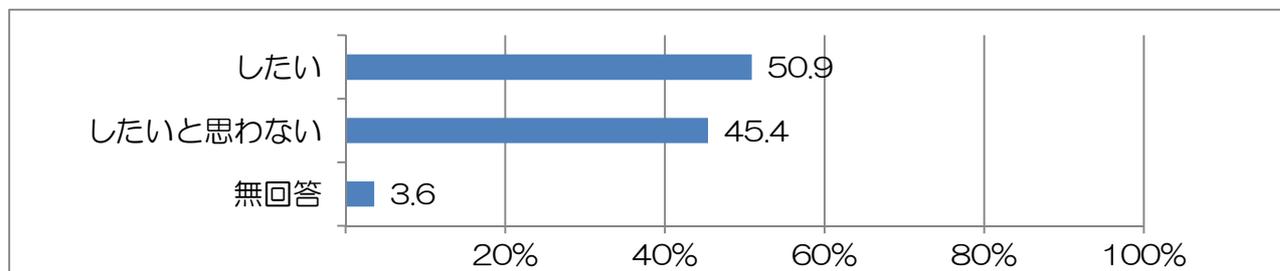
問18 あなたは、災害時の地域での支え合いや孤独死・孤立死の防止などのために、町内会等を単位とした支援者が必要な個人情報を共有することについて、どのように思いますか。1つだけに○をつけてください。



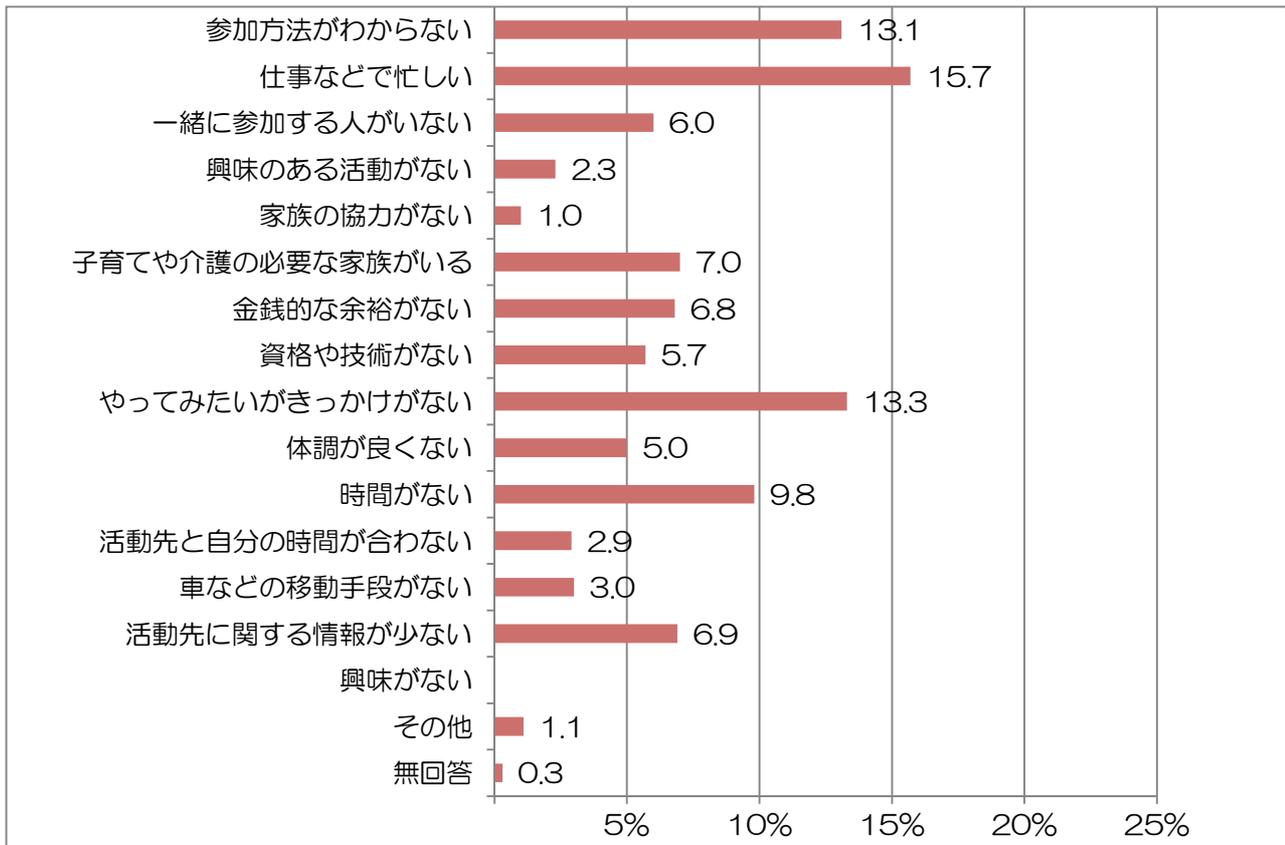
問19 あなたは、現在、ボランティア・市民活動をしていますか。



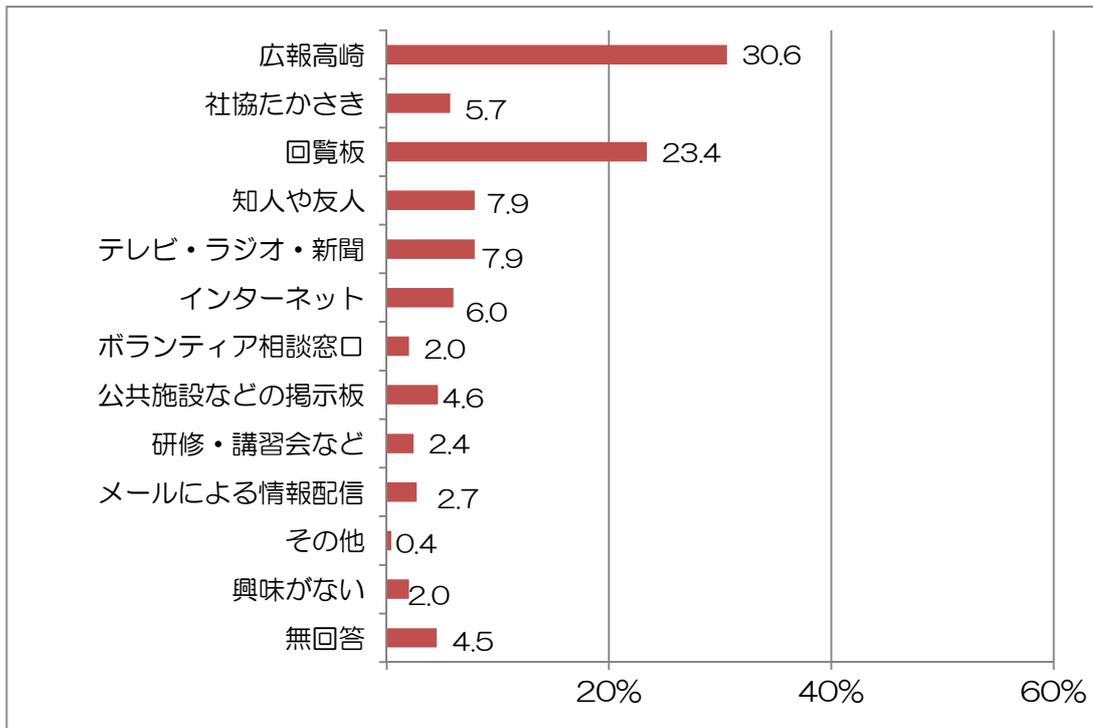
問20 問19で「していない」を選んだ人はお答えください。  
あなたは、ボランティア・市民活動をしたしたいと思いますか。



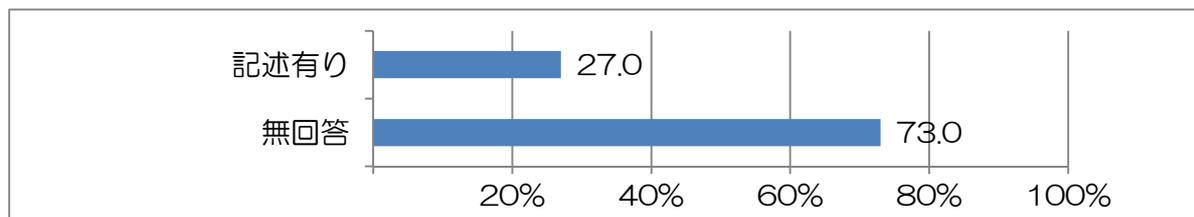
問 2 1 問 2 0 で「したい」を選んだ人はお答えください。活動をしていない（できない）理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



問 2 2 あなたは、ボランティア・市民活動の情報をどこから得たいと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



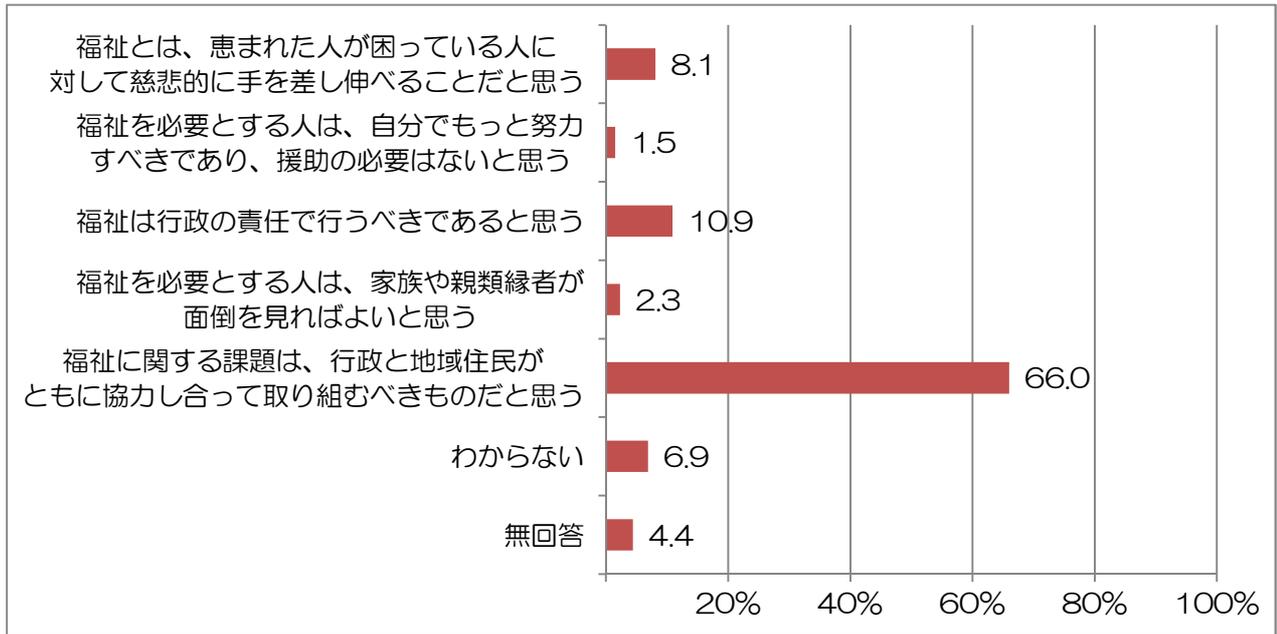
問23 あなたがボランティア・市民活動をするとしたら、どのようなことがしたいですか。ご自由にお書きください。



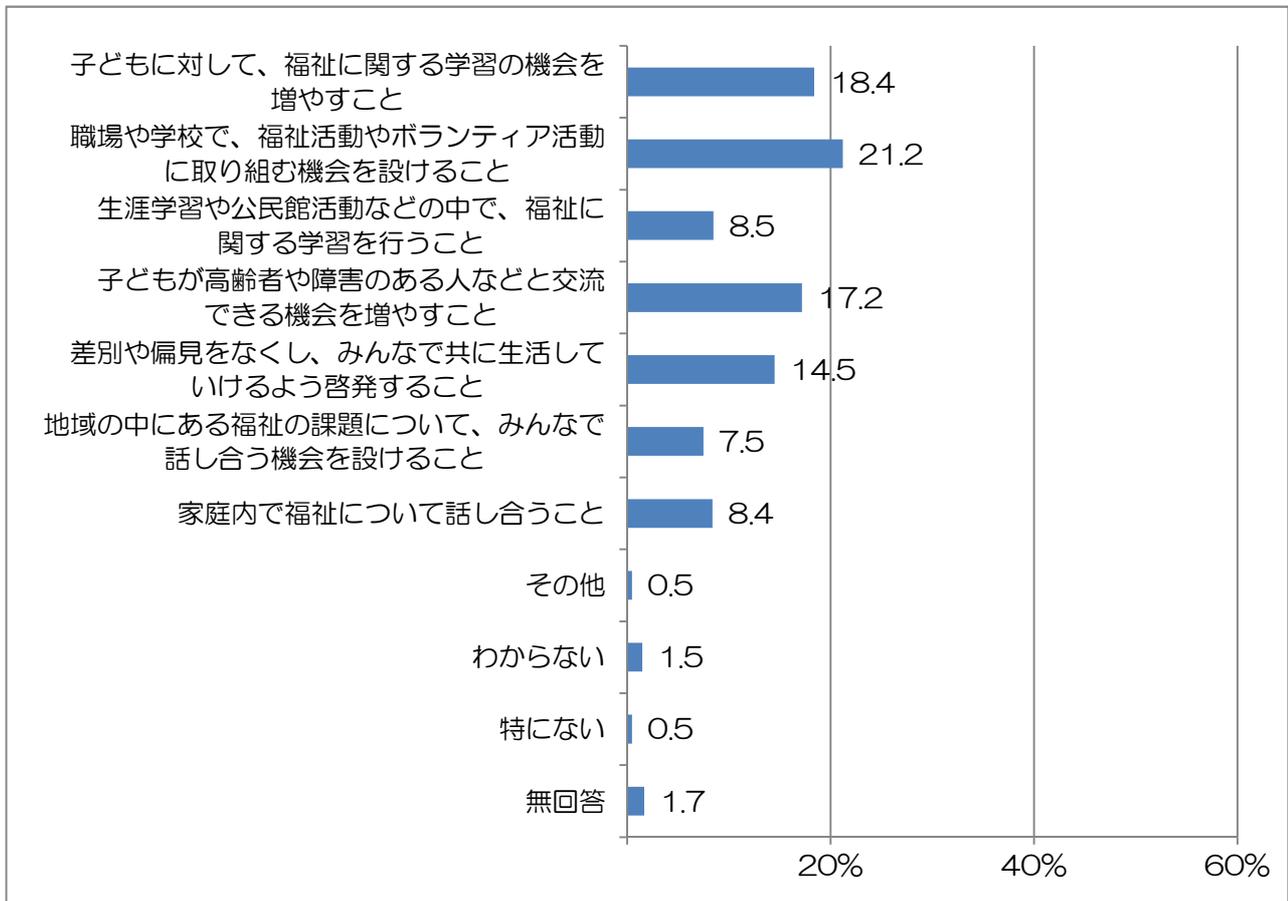
【主な回答】

- ・ゴミ拾い
- ・町内の役員
- ・地域ぐるみで子育て支援。
- ・保育園等のお手伝い。病院に行けない人の為、車を出し手伝う。
- ・高齢者の独居生活者への支援、介護または看護的業務（例：入浴介助、食事介助）コミュニケーションを取り、楽しく会話や歌など一緒に歌うなど。
- ・花壇の花植え、お祭りなど
- ・身近な人（近所、町内）声かけなどのできる事から始めてみたい。
- ・町内の見回りなど
- ・公民館や博物館での読み聞かせ、展示案内。
- ・傾聴ボランティア
- ・人の喜ぶ顔が直接見られる活動。
- ・他の地域から来た人達の手助けや相談（自分もわからないことが多くて、大変だった為）
- ・老人ホームや施設等の慰問
- ・学童通学誘導。不要物危険物などの業務回収。地域の祭り事業等の支援。
- ・食事サービス（お弁当作り）
- ・難病患者への支援。シングルマザーへの子育て支援。
- ・ミニ集会場を作り、お茶。コーヒー等安値で話し合う所
- ・自主防災等の活動をしてみたい。
- ・小学生のための、楽しく学べたり、キーボードを弾いたり、ヘルシーなおやつを作ったりする。本当の家族のような暖かい居場所作り。学童保育とは違う少人数のものを作りたい。
- ・小学校・中学校補習授業の非常勤講師（無給で可）。小中学生の塾の講師（無料）場所は集会所や公民館。
- ・障害者とのフレンドシップ。休日の旅行ボランティアを利用したディスプレイ・ケア
- ・災害復旧、高齢者介護
- ・外国からの留学生や家庭へのボランティア活動で日本語を教えたり文化についても知らせる。
- ・メール、インターネットの使い方を無料で老人に教える。そして、買い物・配達ができる環境にしてあげる活動をしてみたい。
- ・災害などがあったときには手助けできることは協力したい。

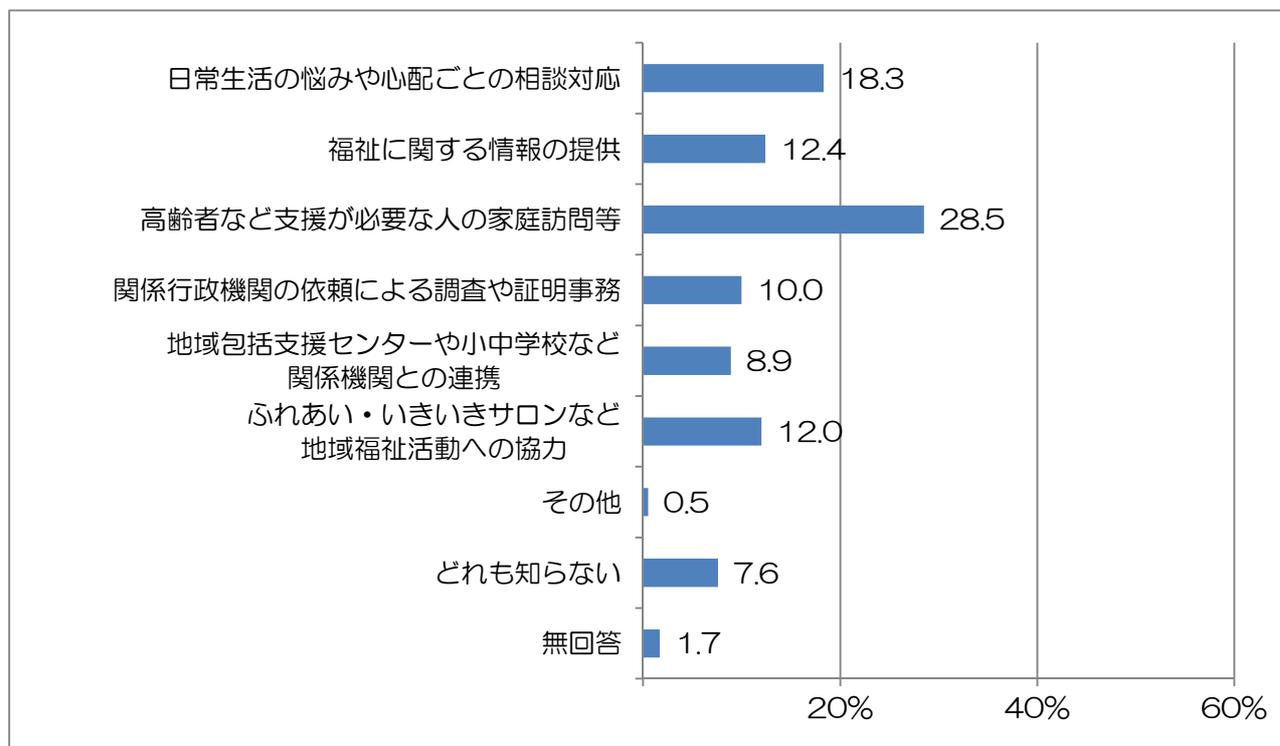
問24 あなたの福祉に対する考え方はどれに近いですか。  
1つだけに○をつけてください。



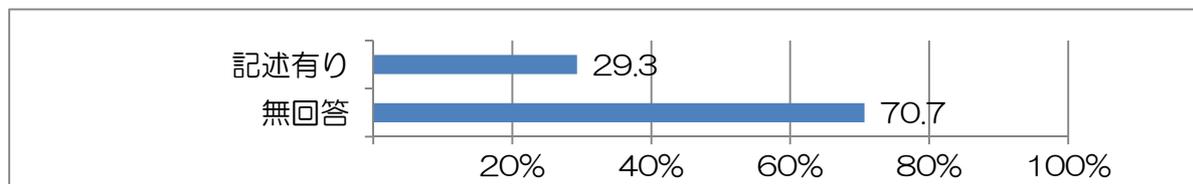
問25 福祉への理解を深めたり、助け合いや思いやりの心を育んだりするための福祉教育の方法として、どのようなことが必要だと思いますか。  
あてはまるものすべてに○をつけてください。



問 2 6 民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、様々な活動を行っています。民生委員・児童委員が行う活動として、ご存知の内容はどれですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



問 2 7 「誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らせる社会」を創り出すための取り組みについて、ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。



【主な回答】

- ・もっと気軽にお手伝いができるような仕組みづくりとそれを広くみんなに知らせるような取り組みが必要。
- ・回覧板で「悩み相談、心配事、その他」というコーナーを設けてみるのもいいと思います。
- ・高齢者のみの世帯への状況確認等。何人かで分担し、一日一回は見回りが出来ると良いと思う。
- ・自分の班の上下・左右の班の交流。高齢になり買物難民が増加していることへの対応。
- ・今後高齢化が進み、地域の助け合いや見守り等が必須になってくると思います。その為の今から取り組みができると思います。
- ・災害時や緊急時に手助けが必要な方の情報共有のシステム作りが必要。
- ・地域単位での防災訓練や災害時の対応マニュアル作りが必要。
- ・地域での福祉活動を活性化させるとともに子供が安心して育てられる社会環境をつくる必要があると考える。

- ・福祉活動と聞くと難しくよくわからないのですが、地区の行事など参加しやすくなると自然と世代間交流もできるようになるのではと思います。
- ・地域の人々が交流を持ち、助け合える環境をつくるのが大事だと思う。
- ・一番困った時の相談相手になっていただけるのは身近な民生委員さんと思われます。その為には、いつでもどこでも気軽に相談のできる信頼関係の結べる積極的な人への、民生委員としての研修、教育をしっかりとお願い致します。
- ・どんなサービスをどんな人に向けて行っているのか、わかりやすく説明し、誰でも簡単に利用できる環境。
- ・困りごとを抱える住民とサービス提供者をつなぐ人が必要。
- ・相談できる場所を小学校区単位に置き、身近に感じられる所としたら良いと思う。
- ・日常生活が自分で出来なくなった時に相談できる仕組みづくり。
- ・地域の人が協力でき、交流もできるようなボランティアの機会を増やし、気軽に申し込めるような環境が整ったら地域にとってプラスになると思う。
- ・地域の中で、どのようなボランティアのニーズがあるのか、知る機会を作ることが必要だと思います。
- ・ちょっとした手伝い（買い物、人の移動、テーブルなど家具の移動）ができるよう、町内でのボランティアの仕組みづくりが必要。
- ・住民一人ひとりのモラルの向上が大切だと思います。ペットのしつけ（トイレ）、ゴミの出し方など、身近なことから始めるべきではないでしょうか？
- ・地域住民がマナーをもって気軽にあいさつ、おしゃべりができるようになったらよい。
- ・福祉とは何か？ボランティアとは何か？をまずは知る為に専門家の講義や障害のある人の意見を生で聞ける機会が必要。
- ・高齢者と若い世代が情報交換できる場を設けて欲しい。（高齢孤独者の予防と、子育て世代の悩み事の解消の場）
- ・障害者への偏見をなくすための取り組みがもう少し欲しい。
- ・老人、障害者などに対する思いやりを、学校及び一般社会で常識として普通に学ぶ環境づくりが必要。
- ・まずは近所でのコミュニケーションが必要だと思う。そして、地域活動、いきいきサロンなどを通して、人と人とのつながりを大切にしていくことが、地域の福祉活動につながっていくと思う。
- ・地域の人達と親しく交流して困りごとや団体の旅行等に気軽に参加できるように人間関係をつくるのが良いと思います。
- ・地域住民が気軽に立ち寄り交流できる場所があれば、自然な形でそこからボランティア活動が生まれたりするのではないのでしょうか？
- ・地域の人達と親しく交流して困りごとや団体の旅行等に気軽に参加できるように人間関係をつくるのが良いと思います。
- ・地域の行事等に地元人は参加するが、マンションやアパートに住んでいる人の参加が少ない。地元の人との交流も大事だと思うが残念。今後も参加を呼びかけていきたい。

### 3 計画の策定経過について

#### (1) 高崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会及び高崎市地域福祉活動計画策定委員会について

地域福祉計画の部分については、高崎市社会福祉審議会の地域福祉専門分科会に、地域福祉活動計画の部分については、高崎市地域福祉活動計画策定委員会にそれぞれ諮問し、答申された内容を計画策定に反映させました。

#### ① 審議経過

項目	月日	内容
第1回	平成25年7月3日	(1) 第1次高崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画について (2) 第2次高崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について
第2回	平成26年3月18日	第2次高崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について

## ②委員名簿

(敬称略)

委員名	職名等	備考
須賀 宏江	民生委員児童委員協議会会長	副専門分科会長 (平成25年11月まで)
鈴森 仁	民生委員児童委員協議会会長	副専門分科会長 (平成25年12月から)
高橋 鈴子	民生委員児童委員協議会	
天田 和也	相談支援事業所・支援相談員代表	
狩野 章	保育協議会会長	
竹中 三郎	区長会会長	
有賀 長規	医師会会長	
小林 勝	小学校長会代表	
金井 敏	高崎健康福祉大学教授	専門分科会長
佐藤 明子	高崎市ボランティアグループ連絡協議会代表	
飯野 茂	地区社会福祉協議会代表	
川端 幸枝	長寿会連合会代表	
中澤 登	心身障害者等連絡協議会代表	
真木 暁子	老人ホーム連絡協議会代表	
萩原 馨	公民館運営審議会代表	
矢澤 敏彦	商工会議所代表	
櫻井 信治	公募市民	
二口 昌弘	公募市民	

## 高崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会設置要綱

### (設置)

第1条 地域福祉の推進を図るため、高崎市社会福祉審議会に地域福祉専門分科会を設置する。

### (所掌事項)

第2条 地域福祉専門分科会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定のほか、地域福祉に関し、必要な検討及び協議を行う。

### (組織)

第3条 地域福祉専門分科会は、委員20人以内で組織する。

2 地域福祉専門分科会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業従事者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (専門分科会長及び副専門分科会長)

第4条 地域福祉専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長各1人を置く。

2 専門分科会長及び副専門分科会長は、専門分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 専門分科会長は、会務を総理する。

4 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 地域福祉専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長には専門分科会長を充てる。

2 地域福祉専門分科会の会議は、専門分科会に属する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 地域福祉専門分科会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 地域福祉専門分科会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(地域福祉専門分科会の事務局)

第7条 地域福祉専門分科会の事務局は、福祉部社会福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域福祉専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会長が地域福祉専門分科会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項に関わらず、社会福祉審議の委員長が召集する。

## 高崎市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉の推進を図るため、高崎市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、社会福祉法人高崎市社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）の諮問に応じ、地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な検討及び協議を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

2 策定委員会の委員（以下「策定委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、社協会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業従事者
- (2) 学識経験者
- (3) その他社協会長が必要と認める者

(策定委員の任期)

第4条 策定委員の任期は、計画の策定に係る業務が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、策定委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、会長が招集し、その議長には会長を充てる。

- 2 策定委員会の会議は、策定委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席策定委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第7条 策定委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(策定委員会の事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、社会福祉法人高崎市社会福祉協議会社会福祉課に置く。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

## (2) 高崎市地域福祉市民会議について

第2次計画の策定にあたり、地域での福祉的な生活課題とその解決方法等について市民である委員の方からご意見をいただくため、地域福祉市民会議を設置しました。

### ①地域福祉市民会議の役割

地域福祉市民会議の役割は、委員の方が暮らしている地域の現状や課題を捉え、地域住民が主体となって福祉的な生活課題を解決する方法について、議論を行うことです。

### ②会議の進め方について

5つのグループに分かれ、各回で設定されるテーマに沿って議論を行いました。

### ③計画素案への反映について

議論していただいた結果をまとめ、第2次計画の素案に反映させました。

### ④審議経過

項目	月日	場所	出席アドバイザー
第1回	平成25年6月26日	総合保健センター 3階第4会議室	金井総括アドバイザー
第2回	平成25年7月12日	総合保健センター 3階第4会議室	金井総括アドバイザー
第3回	平成25年7月24日	総合保健センター 3階第4会議室	菱沼アドバイザー
第4回	平成25年8月9日	市役所17階 第172会議室	菱沼アドバイザー
第5回	平成25年8月30日	市役所17階 第172会議室	永田アドバイザー
第6回	平成25年9月20日	総合保健センター 3階第4会議室	小金澤アドバイザー
第7回	平成25年10月9日	総合保健センター 3階第4会議室	金井総括アドバイザー

## ⑤委員名簿

(敬称略)

委員名	所属団体等
加藤 慎吾	民生委員児童委員協議会
萩原 宣幸	区長会
金井 正敏	指定相談支援事業所
樋口 幸子	一般社団法人群馬県社会福祉士会
松澤 斉	一般社団法人群馬県介護支援専門員協会
飯島 賢司	公募委員
高橋 大吾	公募委員
原田 昌一	公募委員
高橋 壯多	民生委員児童委員協議会
坂本 芳昭	区長会
田端 穰	地区社会福祉協議会
茂木 秀隆	心身障害者等連絡協議会
井上 謙一	群馬県地域密着型サービス連絡協議会
高橋 みきよ	認知症の人と家族の会群馬県支部
大久保 裕史	公募委員
清水 雅美	公募委員
松崎 里子	民生委員児童委員協議会
阿藤 源	区長会
佐藤 祐次	指定相談支援事業所
岩田 満	長寿会連合会
樋山 敏男	子ども会育成団体連絡協議会
小林 直行	群馬県地域包括・在宅介護支援センター協議会
石井 良佑	公募委員
湯浅 僖章	公募委員
新井 正昭	民生委員児童委員協議会
清水 勝美	区長会
曾根 哲夫	地区社会福祉協議会
外所 菊枝	ボランティアグループ連絡協議会
飛山 真知子	群馬県ホームヘルパー協議会
赤羽 潤子	公募委員
岡田 せつ子	公募委員
土屋 徳昭	公募委員
山田 博	民生委員児童委員協議会
田口 祐弘	区長会
竹内 一普	P T A連合会
石川 崇	公募委員
小坂 景子	公募委員
櫻井 俊輔	公募委員
徳安 崇人	公募委員
三村 治	公募委員

⑥会議の状況

◎第2回地域福祉市民会議

・全体テーマ「地域で支え合い・助け合う仕組みづくり（1）」

○第1グループ

・個別テーマ「買物弱者・交通弱者解消に関する取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買物拠点の創出：地元のお店の商品を集めて、公民館等で販売。また、拠点自体の移動も行う。(フリーマーケット等)</li> <li>・移動支援：隣保班内のボランティアで移動困難者の支援を行う。</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアで外出支援グループを組織する。(定年を迎えた時間のあ る男性・女性など)</li> <li>・買い物だけでなく、医療機関への移動も補助する。</li> <li>・隣保班・隣組内で、交代で交通手段を用意する。用途は制限しない。</li> <li>・小学校区単位で移動販売を設置し、情報の周知・共有に努める。</li> <li>・構造改革特区申請を行う。</li> </ul>

○第2グループ

・個別テーマ「孤独死・孤立死ゼロに向けた体制強化に関する取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が孤独、孤立にならないきっかけづくり (例(常設)サロン、出張お茶のみ(少人数))</li> <li>・きっかけがつかれない方をどう(いつ・誰が)見守るか、周囲がどの ような支援を行うか協議する。</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤独死・孤立死を防ぐためには、まず、本人が地域の中で孤独、孤立 にならないようにする必要がある。</li> <li>・孤独、孤立にならないきっかけや機会づくりのため、常設型のサロ ンのように、いつでもどこかに集まれる場所が必要である。</li> <li>・ふれあい・いきいきサロンの担い手などの地域住民による見守り体制 や安否確認を強化する必要がある。</li> <li>・地域住民が連携し、問題のある世帯を見守り、訪問する。</li> <li>・隣保班のつながりを強化し、ひとり暮らしや見守りが必要な方につ いて近隣で話し合う。身近で話しやすい環境づくりが必要である。</li> </ul>

### ○第3グループ

#### ・個別テーマ「虐待防止に関する取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の実態を学習し、虐待を未然に防止するための研修会を開催する。</li> <li>・虐待としつけとの区分など、判断の難しい部分を学ぶ。</li> <li>・普段話し合うことが無い内容に踏み込むことで生まれる、地域住民同士の交流にも期待する。</li> <li>・班長などを見守り隊員とし、町内の班単位での見守りを行っていく。</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・となり近所の大声に注意した見守りを実施していく。</li> <li>・年齢別の同好会や趣味の会など、ストレス発散の場を設定する。地域のネットワーク強化により、虐待の早期発見効果も期待できる。</li> <li>・声かけや挨拶運動を実施する。</li> <li>・各団体の代表者に虐待防止の重要性を提起し、考えてもらうような場を設ける。</li> </ul>

### ○第4グループ

#### ・個別テーマ「子ども・高齢者などの見守り体制に関する取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会ごとに、見守る人、見守られる人を把握するため、グループを作り、見守り体制を構築する。</li> <li>・回覧板を連絡帳的に活用する。</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に活動方法やコミュニティ形成についてアドバイスを行うキーマンを置く。</li> <li>・小学校の登下校時の見守り・パトロールを毎日実施している。さらに年に数回、校門において挨拶運動を実施している。</li> <li>・回覧板に連絡帳を挟むなどして、地域共通の情報を把握する。</li> <li>・町内をグループに分け、要支援者をグループで守る。支援員は名前を明示する。</li> <li>・広報高崎や回覧板を手渡しする。</li> <li>・育成会と長寿会が季節の行事などを合同開催し、各戸の子どもや高齢者の存在を把握する。</li> </ul>

## ○第5グループ

### ・個別テーマ「生活課題のニーズ把握に関する取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近なところ（小学校区）に、交流できる居場所を設置する。（世代間交流・季節行事・趣味などで楽しい時間を過ごせる場。そして、相談員が常駐し、相談に対応。参加へのきっかけ作りも重要。）</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に相談できる場所を設置。</li> <li>・相談対応団体の設立とその窓口の広報。</li> <li>・身近に相談できる場面づくり。</li> <li>・情報交換できる会場、イベント、町内会報等の設置・運営。</li> <li>・情報がつながるコアな小さなネットワークを設定。</li> <li>・行政のシステムの中で困りごと、相談事をきちんと受け止めてくれる場を設定。</li> </ul>



### ◎第3回地域福祉市民会議

- ・全体テーマ「地域で支え合い・助け合う仕組みづくり（2）」

#### ○第1グループ

- ・個別テーマ「地域福祉の中心的担い手発掘に関する取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1つの活動拠点を設け、行政が中心となりコミュニティーソーシャルワーカーを配置し、活動の課題設定や活動主体をコーディネートする役割を担う (町内会(区長・班長)、民生委員、社会福祉法人など、活動分野・主体が多岐に渡るため)</li> <li>・地域内で活動をしている人を育成し、任期等にとらわれず、活動が継続できる体制を構築</li> <li>・家庭教育で地域福祉の必要性を教え、地域福祉活動が受け入れられる土壌を育成</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まず活動の拠点を1か所に決める</li> <li>・行政が中心に各キーパーソンを作る</li> <li>・担い手発掘は隣保班単位の中で手を挙げていただくことから。その人をフォローし、研修してもらう</li> </ul>

#### ○第2グループ

- ・個別テーマ「地区社協などを活用した地域福祉活動の活性化に関する取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱心な団体の活動を周知する</li> <li>・担い手となる団体間の連携・ネットワークの形成</li> <li>・能力・意志を持っている人の発掘と活躍の支援</li> <li>・関係団体の情報共有</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動の活性化の担い手、民児協、社協、ボランティア、NPO法人、婦人会、長寿会などが一堂に会する機会をつくり、ネットワークの形成を図る。</li> <li>・地域住民の声を聞いて活動計画を策定する。</li> <li>・熱心な活動を実施している団体の見える化に取り組む。</li> <li>・潜在的に活動している団体を見つけ、ネットワークに入ってもらおう。</li> <li>・各構成団体の活動を通して、あぶり出された問題点を地区社協で協議、検討する。問題解決への過程で活性化も図れる。</li> </ul>

### ○第3グループ

#### ・個別テーマ「民生委員の負担軽減に関する取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員のなり手不足の解消（活動しやすい環境づくりなど）</li> <li>・ 新聞の折り込みチラシなどを利用し、やる気のある民生委員を探す</li> <li>・ 相談者を設置することで、個人情報保護（守秘義務）などにおける民生委員の負担の軽減、ストレスの解消を図る。</li> <li>・ 民生委員の活動内容を周知する。</li> <li>・ 活動費の増額を検討する。</li> <li>・ 民生委員活動の協力メンバーを作る。（守秘義務を課したうえで。）</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 守秘義務が一番の負担になっている。区長も個人情報には知らないので、一人ですべて抱え込むことになってしまっている。区長くらいには情報を開示しても良いのではないか</li> <li>・ 地域の福祉施設などに、民生委員を支援する担当者を設置し、民生委員が相談できる場所をつくる。</li> <li>・ 区長が推薦する制度を改め、町内会で組織的に候補を推薦する制度をつくる。</li> <li>・ 給料の支給を含めた報償のあり方について検討する必要がある。</li> </ul>



## ○第4グループ

### ・個別テーマ「避難行動要支援者の支援に関する取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の関係者による要援護者の把握・支援の判断と、名簿・マップの登録</li> <li>・町内単位での避難場所の確保</li> <li>・町内会全体の連絡先一覧を作成</li> <li>・「町の力」の活用 (青壮年会、婦人会、育成会、長寿会等の会員数の確保と質の向上が有効。)</li> <li>・日頃からの隣近所などでのお付き合いやコミュニケーションを行う (地域住民は、日頃からの見守りには皆積極的に協力してくれる)</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の掲示板等で町内会の人たちの安否が確認できると良い</li> <li>・支援される人もする人も練習が大事だと思います。皆でビデオを見たり訓練しながら防災用具などを用意したり、コミュニケーション作りに繋げると良いのでは</li> <li>・壮年者の協力をお願いする。</li> <li>・班長の活用。</li> <li>・隣近所の日頃の付き合いを大切に。</li> <li>・要支援者名簿の登録が必要。</li> <li>・要支援者の方毎に支援者を決め、お互いの顔を覚えてもらう。</li> </ul>

## ○第5グループ

### ・個別テーマ「地域での身近な相談や支援に関する取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内公民館などに見守箱を設置 (住民は普段の生活の中で気づいたこと(最近見かけない等)を見守箱に入れる。)</li> <li>・町内会での公募ボランティアを募集と支援組織の設置。必要に応じNPO法人とも連携を図る (毎日見守箱を開け、内容に応じ状況確認に行ったり、専門機関につなぐなど。)</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・班や隣組を単位としてボランティアを公募</li> <li>・NPO法人が行政から委託を受け相談を受ける</li> <li>・責任を負えるスタッフ(専門職)が必要</li> <li>・町内会単位で定期的な地域の勉強会(歴史・文化等)を開催</li> <li>・地域に目安箱を設置し、かわら版で回覧。地域課題の共有化</li> </ul>

## ◎第4回地域福祉市民会議

・全体テーマ「誰もがボランティア等に参加できる福祉のまちづくり」

### ○第1グループ

・個別テーマ「地域がボランティアに求める活動とは？」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアを必要とする活動内容は、高齢者、障害者、子供、その他の4つに分類できると思われる。</li> <li>・この分類に基づいて対応を考えると効果的ではないか。</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者へのゴミ出し補助・犬の世話・買物代行など</li> <li>・外出（買い物・散歩など）の付き添い・同行</li> <li>・ひとり暮らしでの寂しい思いを解消（不安（災害））</li> <li>・自宅の大掃除、模様替え、少し規模の大きい家事の手伝い</li> <li>・緊急時（災害・病気・体調不良・家族の病気）の対応（特に夜間）</li> <li>・隣組活動（定期清掃、ゴミステーションの当番など）の代行</li> <li>・子どもの通学の安全確保（「旗当番」が保護者だけでは足りない）</li> <li>・何日か外出（家を留守にする）ときの植木などの水遣り</li> <li>・高齢の方への郵便物や行政からの通知などの内容を説明する</li> <li>・1日で片付けることのできる用件（車での移動が伴う）の手伝い</li> <li>・通学路や家入口の除雪を手伝う</li> <li>・田んぼの水見、遊休地の草刈り・庭の草刈りなどの手伝い</li> <li>・役所・銀行などの手続きに同行</li> </ul>

### ○第2グループ

・個別テーマ「高崎版『地域ボランティア』を考える」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有償ボランティアの導入検討</li> <li>・広報や回覧板などの説明及び読み聞かせボランティア</li> <li>・ごみ出しを代行するボランティア</li> <li>・歴史や文化財のガイドボランティア 健康増進にも寄与し、参加者同士の交流も期待できる</li> <li>・育児中の母親の相談ボランティア（母子等保健推進員よりも身近な）</li> <li>・誰もが地域で自立して暮らせるための支援             <ul style="list-style-type: none"> <li>①外出支援サービス（通院、買い物等）</li> <li>②介護者の支援（心のケア等）</li> </ul> </li> <li>・地域の人々と支え合える身近なボランティア</li> <li>・活動意識及び福祉意識の向上に寄与するボランティア教育</li> <li>・ボランティア活動を支援する情報提供、講座の開催など</li> </ul>

委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアという定義に縛られず、日常的にふれあい、自分が楽しめて、世の中の役に立つ活動をボランティアとすれば良い。</li> <li>・地域全体のボランティアを議論する必要がある。</li> <li>・日常生活を補助するような活動を依頼するなら、ボランティアを有償にする必要がある。</li> <li>・有償ボランティアの候補は、オレンジボランティアや傾聴ボランティアなどが考えられる。</li> <li>・有償ボランティアが活動を円滑に実施するためには、地域コーディネーターのような存在が必要。担い手候補は、社協、NPO法人、医師その他専門職などが想定される。</li> <li>・有償ボランティアの報償管理を含め、システム構築の必要がある。</li> <li>・高崎市、社協のボランティア・NPO法人一覧表を市民に配布する。</li> </ul>
------	--

### ○第3グループ

#### ・個別テーマ「団塊世代を地域デビューしやすくするための取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区公民館の公民館だよりなどを利用した地域活動の周知を行う。</li> <li>・団塊世代の人に対するアンケートの実施など、それぞれの特技や希望などを知る機会づくり</li> <li>・嘱託員や民生委員などの補助職の設置と、地域活動の習慣化</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢に関係なく、町内会などの何らかの役職に就いてもらうことで、地域を身近に感じてもらう。</li> <li>・地域の活動は、世帯数や規模によって負担にばらつきがある。</li> <li>・嘱託員や民生委員などの補助職などを設け、補助職に就任して、その役職に慣れてもらう。</li> <li>・自主的には活動へ参加しづらいので、声かけが必要。</li> <li>・地域内での活動拠点になる場所も必要である。</li> <li>・団塊世代くらいの年齢だと、新しい活動を始めるなどの環境に適応しづらい部分があるのではないか。</li> <li>・健康状態や特技、経験を確認し、それを活かす役目をお願いする。</li> <li>・ボランティア活動には優先的に公民館を貸すようにする。</li> <li>・旧市内の小中学校区単位で設置されている地区公民館からの情報発信が必要。そのためには、社会教育主事の研修も必要となる。</li> </ul>

## ○第4グループ

- ・個別テーマ「身近なボランティア（近隣での助け合い・支え合い）が活性化するための取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味の繋がりからの支え合い（公民館活動など）</li> <li>・御礼をする意識、お互いの気遣いを大事にすること</li> <li>・役に立ちたい人と助けてほしい人をつなぐコーディネーターの設置</li> <li>・いつでも集まれる場所の設置</li> <li>・町内清掃を活用した人間関係作り</li> <li>・子ども同士のつながりの活用</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のキーマンの育成</li> <li>・地域とデイサービス等の防災協定締結</li> <li>・集会所等の設置</li> <li>・ボランティア登録制度の設置</li> <li>・身近なボランティアのコーディネーターの設置</li> <li>・業者に依頼する気持ちでボランティアをお願いする習慣が重要</li> <li>・町内清掃等の定例的な実施及び活動の促進と、子どもの参加の推進</li> <li>・地域通貨をお互いの助け合いに活用</li> <li>・「お互い様」の考えが、長続きするコツ</li> <li>・普段から近所付き合いを密にして、気軽に困ったことが言えるような環境づくりが必要</li> </ul>

## ○第5グループ

- ・個別テーマ「ボランティアをしたい人達が活動に結びつかないのはなぜか」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボラ通信作成（募集・活動PR）</li> <li>・若者向けのボラメールマガジン配信</li> <li>・魅力あるボラネーミング（イメージアップ）</li> <li>・小学生等にボランティアの心を育成（継続的な世代間交流）</li> <li>・ボランティアセンターのPR</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集しても人が来ず、来ても続かないことが多い。</li> <li>・誘ってくれる人の存在が重要。</li> <li>・情報が少ないため、きっかけが無い。</li> <li>・市や社協のホームページによる情報提供を拡充する。</li> <li>・魅力を感じさせる活動内容を発信する。</li> <li>・地域活動については、町内会で選ばれた人がやっている。</li> <li>・町内活動（PTA・育成会含む）は、受身の人が多い。</li> </ul>

## ◎第5回会議

・全体テーマ「福祉の文化・意識を育むまちづくり」

### ○第1グループ

・個別テーマ「地域における世代間交流を進める取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流の機会を身近な場所に設ける 「ふれあい・いきいきサロン」の活用</li> <li>・サロンを土日に開催する</li> <li>・サロンの準備を子供が手伝う</li> <li>・関心を持ってもらう <ul style="list-style-type: none"> <li>・親世代に関心を持ってもらうよう働きかける。</li> <li>・区長・班長などを通じて、行政から働きかける。</li> </ul> </li> <li>・世代間交流が進む事業のための仕掛けをする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・育成会と長寿会の共同で事業を開催する</li> <li>・小学校・地区の運動会を共同で開催する</li> <li>・「講」を復活させる</li> </ul> </li> </ul>
委員意見	<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会、田植え、伝統芸能(獅子舞)などが行われている。</li> <li>・世代間交流が進むよう工夫されているもの(小学校と地区運動会の同時開催・子供と高齢者が参加する芸能祭・ひとり暮らし高齢者を招待する文化祭)などもある。</li> <li>・ソフトボール大会や「講」などは、行われなくなってしまった。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代間交流をする「人」そのものが減ってきている(少子高齢化・核家族化)という現状がある。</li> <li>・行事などでは、中間層(働いている世代・子供の親世代)の参加が少なくなってしまう。</li> <li>・「地域」と言っても、隣保班・町内会・小学校区・中学校区など、規模が異なる。</li> </ul>

### ○第2グループ

・個別テーマ「地域住民が町内会の活動に参加しやすい環境とは」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある活動を提供する。</li> <li>・強いリーダーシップを持ち、コーディネートできる人が必要である。</li> <li>・地区社協を中心として、民生委員等を含めた活動を実施する。</li> <li>・子どもから高齢者まで集まるような面白い活動を実施する。</li> <li>・班の中の食事会など、簡単にできることから実施する。</li> </ul>

委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枠組みを町内会に限定しない方が良い。</li> <li>・ 町内会の名称を変えてみてはどうか。</li> <li>・ 身近な人へ参加を呼び掛ける。</li> <li>・ 多面的な活動をしている町内会もある。</li> <li>・ 町内会単位での行事開催が難しくなっている。</li> <li>・ 行事がマンネリ化している。</li> <li>・ 気軽に参加できるような雰囲気をつくり出す必要がある。</li> </ul>
------	---

### ○第3グループ

#### ・ 個別テーマ「地域での福祉の学びに関する取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の会議に行政が出向き、説明や指導を行う。</li> <li>・ サロン等のイベント行事を福祉施設と協力して開催する。</li> <li>・ 高齢者などの当事者の立場を体験学習する機会を設ける。</li> <li>・ ひとり暮らし高齢者基礎調査などの統計結果を町内会等に開示する。</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区公民館からの福祉情報の発信が必要。</li> <li>・ 大人が体験学習できる機会を設けることが必要。</li> <li>・ 地域で福祉文化や福祉教育について話し合う土壌ができていない。</li> <li>・ まずは、行政が地域に働きかけてきっかけを作って欲しい。</li> <li>・ 地域だけで研修会や学習会を始めようとしても、なかなか人が集まらないのが現状。また、出席する人も限られている。</li> <li>・ 限定的な人しか福祉文化などについての知識がない。情報が伝わらないのが問題。</li> <li>・ 公民館が情報発信の主体となるべき。あるいは小学校区など。 (意見)</li> <li>・ 市から、こういうことをしてくださいという呼び掛けをしてもらいたい。</li> <li>・ 例えば、サロン関係者（サポーターなどの）が集まる会議などで、市から説明を行うなど。</li> <li>・ ここで初めて福祉文化という言葉を知った。</li> <li>・ 自分の区内では全く福祉文化に関連した行事などは無い。</li> </ul>

## ○第4グループ

・個別テーマ「福祉文化の意識を育むために」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代間、高齢者、障害者、親子の交流</li> <li>・子どもを通じた、地域の人との交流 (買い物支援事業に育成会が参加し、子どもが買い物に行くなど)</li> <li>・地域の福祉施設などへの見学と交流</li> <li>・若い世代が地域の主体として活動できる環境作り</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が始めた買い物支援ボランティアを地域、特に育成会(子ども)または学校が開催</li> <li>・高齢者に対する一声かけ運動の実施</li> <li>・一人暮らしの方達を集め、昼食を取りながらのふれあい会を開催</li> <li>・町内会ごとのサロンでの旅行等の実施</li> <li>・地域の人(町内会等)で福祉施設見学 (その施設の中で生活している人との「ふれあい」を計画する。ふれあいことで偏見をなくす。)</li> <li>・育成会の活動にボランティア活動を組み込む</li> <li>・探梅のようなビデオの鑑賞と、親子参加、高齢者、障害者、ボランティアに興味がある人の参加への呼びかけ</li> <li>・地域の各種組織を総合的に活用 (誰もが何かに関わることで地域力=文化を高める)</li> <li>・地域共助的事業 (少しでも共助に興味を持ってもらうことで、地域の人たちが集まる機会を作る)</li> <li>・地域で行う催し物(運動会、お祭り等)に施設入所者を招待</li> <li>・地域の住民がいろいろな障害を持つ人と交流を持つ場を作る</li> <li>・福祉の意識を持てるよう、月1回の「福祉デー」を地域で作る</li> </ul>

## ○第5グループ

・個別テーマ「差別や偏見のない社会をつくるために必要なことを考える」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供の頃から当事者に関わる環境が大事である。</li> <li>・親が行動を実践し、子どもに理解させることが大事である。</li> <li>・福祉施設での野外活動や販売実習へ親子で参加する。</li> <li>・日常生活の中で、高齢者との交流を意識して実践する。</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支え合う・助け合うのは理屈ではない。</li> <li>・精神障害は歴史が浅く、少しずつ変わってきてはいるが、なかなか理解されていない。</li> </ul>

- ・養護学校があることで、地域に認識され、連携が取れている。
- ・足が不自由な幼稚園児が互いに助け合っているのを見た。自然に助け合いが生まれることもある。
- ・障害者を家に閉じ込めて外に出さないなど、家族が差別的な考え方を持っている場合もある。
- ・聞いているだけでなく、実体験が無いと分からないのではないかな。
- ・ただし、専門職でないと対応が難しいような方々もいる。
- ・ハードケースではなく、軽いケースから触れ合った方が理解しやすいのではないかな。



## ◎第6回地域福祉市民会議

- ・全体テーマ「いつまでも元気で暮らせるふれあいのある福祉のまちづくり」

### ○第1グループ

- ・個別テーマ「多世代が集うふれあいの拠点作りのために」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部と山間部で、「地域」の捉え方を変える必要がある。家屋の立地や地理的な条件など、一律に距離的な把握での対応は困難。</li> <li>・「ふれあいの拠点」は、物理的環境ではなく、人や組織やイベントを通じて生まれるもの。</li> <li>・ふれあい・いきいきサロンとPTAの交流</li> <li>・廃品回収</li> <li>・道路愛護活動</li> <li>・お祭り</li> <li>・上毛カルタ大会</li> <li>・グラウンドゴルフ教室</li> </ul> <p>など、その場を通じて生じた交流から派生して、世代間のふれあいが生まれる。</p>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校をふれあい拠点にする。避難所にもなっている。サロンとPTAなどを結びつけるのが良いのではないか。</li> <li>・山間部と都市部で、一律でない範囲の設定が必要ではないか？</li> <li>・高齢者と子供を結びつけることが大切。</li> <li>・どのくらい規模の地域を想定するかによるが、既存の組織を結びつけるということに賛成。</li> </ul>



## ○第2グループ

### ・個別テーマ「地域の交流の場をいかに確保するか」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿センター、公民館、集会所、スポーツ広場（農地を活用）、空き家、集客施設、小学校、地元の福祉施設の部屋などを交流の場として活用する。</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各団体でカギの管理をすれば使いやすい。（区長が管理するのは大変である。複数人で管理するか、カギの受け渡し方法を工夫する。）</li> <li>・スケジュール管理の仕方を工夫する。</li> <li>・趣味に応じたイベントグループづくり</li> <li>・世代間交流</li> <li>・家賃、維持費の負担</li> <li>・常設拠点の立ち上げをコーディネートする人が必要。</li> <li>・アンケートによって空き家の提供者及び空き家情報を募る</li> <li>・常設は困難</li> <li>・移動手段</li> <li>・継続が長い場所は新しい人がなかなか参加できない。</li> </ul>

## ○第3グループ

### ・個別テーマ「地域での交流・活動拠点の確保に関する取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<p>下記のような場所を対象として、地域の常設拠点を作ることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民センター</li> <li>・町内の公民館</li> <li>・県営住宅の集会所</li> <li>・学校や公園、病院</li> <li>・空き家</li> </ul>
委員意見	<p>(地域の集団とその問題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿会（なかなかメンバーが集まりづらい、長寿会に抵抗がある。）</li> <li>・サロン（長寿会のメンバーと重複。）</li> <li>・そもそも空き家が無い場合。</li> <li>・田舎だとメンツの問題があるなどなかなか家を借りづらい。</li> <li>・誰がリーダーとなるのか？</li> <li>・実費負担程度は、これからは必要になってくるのではないかな？</li> <li>・市の補助金が受けられれば、空き家も考えられる。</li> </ul> <p>例) 住民センターを拠点にした場合 (問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常設拠点とする場合、管理者やリーダーが問題となる。</li> </ul> <p>例) 長寿センターを拠点にした場合 (意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が常駐しているので、常設の拠点にできる</li> </ul>

	<p>(浮かんできた常設の拠点を作る時の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カギなどの拠点施設管理をどうするか？</li> <li>・拠点施設の使いやすさが大事。</li> <li>・誰がリーダーになるか？（例 区長や民生委員）</li> <li>・活動内容をどのようにすればよいか？</li> <li>・介護サポーターなど、リーダーを補助できる、あるいはリーダーになれる人を育成する。</li> <li>・人集めをどうするか？家から出てきてくれない人への声掛け。</li> <li>・やる人はやるし、やらない人はまったくやらないという現状がある。</li> <li>・拠点の名前も、参加する人に抵抗の無いような名前にしたほうが良い。</li> </ul>
--	---

## ○第4グループ

### ・個別テーマ「地域の交流を活発化するための場づくりに関する取り組み」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<p>地域の交流を活発化するための場としては、</p> <p>公民館（学校区） 公民館（町内会） 長寿センター 地域の人の自宅 地域の空き家（空き家探しをしている地域もある） 地域の空き地（空いている畑の活用） 小学校（小学校の地域開放） などが考えられる。</p>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設は遠いところに住んでいる人が多い。公民館は鍵などの問題もある。</li> <li>・町内に空き家が多い。（高齢者が亡くなり、跡取りがいない家が多く見られる）そのような空き家を利用し、高齢者が自力で歩いて行ける距離に拠点を確保する。</li> <li>・空き家の管理については、町内会単位ではなく、その利用地域で団体を組織し、そこで管理していくべきである。</li> <li>・休耕畑などを活用すると、農作業を通じた良い交流の場になるのではないかと。</li> <li>・以前は、町内公民館で葬儀も行っていた。（新生活運動が盛んな時期）町内会役員や隣組で葬儀の段取りをすることにより、交流が生まれていた部分があった。</li> <li>・小学校の行事に住民が参加できれば良い。</li> <li>・公民館と居住地が遠い人が多い。</li> <li>・長寿センター、公民館や住民センターで行われている様々なイベントで、育成会や子ども会との連携を強化する。</li> </ul>

## ○第5グループ

・個別テーマ「誰もが孤立せず、ふれあいがもてる地域づくりを考える」

区 分	内 容
取り組み案 (まとめ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体は健康だが、外出したくないという人にアプローチしていく。</li> <li>・アプローチの方法と継続性が重要である。</li> <li>・イベントできっかけを作る。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿会とPTAや育成が連携した草むしり</li> <li>・音楽のある街片岡（子どもが案内して敷居を低く）</li> <li>・昔話など、得意なことをしてもらう</li> </ul> </li> <li>・折り紙や手紙を届けるなど、外出しなくても孤立を防止できるような取り組みを行う。</li> </ul>
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報不足で、孤立している人がいるのかどうかわからない。</li> <li>・外出が億劫になってしまった人は孤立しやすい。</li> <li>・日本は行事が多いが、一人では参加・実施したくないという人は多いと思う。みんなで誘い合い、実施することが必要。</li> <li>・草むしりが一大イベントだと感じるくらい、他のイベントに出る人が少ない。特に子ども達の参加が少ないので、危機を感じている。</li> <li>・公民館の利用率も低く、特定サークルのみ利用になっている。</li> <li>・発信力が弱いのではないか。</li> <li>・昔遊びなどの交流イベントを実施してはいるが、年3回程度ではなかなか交流が進まない。</li> <li>・ふれあい・いきいきサロンに参加するのは、固定メンバーのみで、ほとんど女性である。誘ってもなかなか参加してくれない。</li> <li>・健康だが出たくない人、体の調子が悪いが出たい人をどうにかしたい。企画力も必要。友達がいらないから出てこないのかも。</li> <li>・小学校を会場として「音楽がある街片岡」を開催している。身内のイベントから地域の人を呼び込む。</li> <li>・グラウンドゴルフは盛り上がっている。</li> <li>・イベントは継続させるのが難しい。</li> <li>・地域の人が雑談でもいいからおしゃべりできる場が良い。</li> <li>・イベントは参加した人は楽しい。参加してくれない人をどう引っ張り出すのが課題。</li> </ul>

## 高崎市地域福祉市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 地域福祉の推進を目的として、行政、市民及び社会福祉関係者その他の関係団体の役割についての基本理念及び活動方針をまとめて策定する高崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）について、市民、学識経験者等から広く意見を聴取するため、高崎市地域福祉市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (意見を聴取する事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 計画の素案に関すること。
- (2) その他計画の策定の推進に関すること。

### (委員)

第3条 市民会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募した市民
- (2) 区長、民生委員・児童委員、福祉関係団体等の構成員
- (3) その他市長が必要と認める者

### (運営)

第4条 市民会議の会議は、市長が招集する。

2 市長は必要に応じて、市民会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

### (庶務)

第5条 市民会議の庶務は、福祉部社会福祉課及び社会福祉法人高崎市社会福祉協議会社会福祉課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

### (3) 地域福祉連携会議について

市の内部横断組織として、関連部署の職員で連携会議を構成し、計画策定のための必要な検討・調整を行いました。

#### ①委員名簿

所 属	職 名
総務部	地域行政課長
	防災安全課長
	情報政策課長
市民部	地域交通課長
福祉部	福祉部長
	社会福祉課長
	指導監査課長
	障害福祉課長
	長寿社会課長
	介護保険課長
福祉部 (子育て支援担当)	子育て支援担当部長
	こども家庭課長
	保育課長
	こども発達支援センター所長
保健医療部	健康課長
商工観光部	商工振興課長
倉渕支所	市民福祉課長
箕郷支所	市民福祉課長
群馬支所	市民福祉課長
新町支所	市民福祉課長
榛名支所	市民福祉課長
吉井支所	市民福祉課長
教育部	学校教育課長
	社会教育課長
水道局	料金課長
高崎市等広域消防局	警防課長
(社福)高崎市社会福祉協議会	社会福祉課長

**(4) 地域福祉活動計画ワーキンググループについて**

市社会福祉協議会内に設置したワーキンググループでは、地域の課題に対する方策の検討などを行いました。

①委員名簿

所 属	職 名	備 考
	事務局長	グループ長
社会福祉課	社会福祉課長	副グループ長
	地域福祉係長	
	総務企画係長	
	主任主事	
	主任主事	
在宅福祉課	在宅福祉課長	
	計画係長	
	サービス係長	
倉渕支所地域福祉係	主任主事	
箕郷支所地域福祉係	主任主事	
群馬支所地域福祉係	主任主事	
新町支所地域福祉係	主事	
榛名支所地域福祉係	主事補	
吉井支所地域福祉係	主事	

**(5) 「第2次高崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）」のパブリックコメントの実施について**

①資料の公表及び意見の提出期間

平成26年2月17日（月）から平成26年3月10日（月）まで

②資料の公表場所

福祉部社会福祉課、各支所市民福祉課、市民情報センター、市民活動センター、総合福祉センター、各福祉会館、市ホームページ

③意見等の受付件数 4人 7件

（提出方法の内訳：郵便1人、ファクス2人、電子メール1人）

④意見等の内訳

	概 要	件数
1	計画全体について	1件
2	地域の福祉活動の充実について	1件
3	住民相互の交流活動の支援・推進について	2件
4	ボランティア活動・市民活動等の推進、ボランティア活動・市民活動の担い手の育成と発掘について	2件
5	民生委員・児童委員の活動の充実について	1件

※パブリックコメントの結果（意見等概要・市の考え方）は、市ホームページで公表しています。

## 4 用語解説

### こうけんじん 後見人

未成年者あるいは成年被後見人の法定代理人になる方のこと。本人の意思の尊重、生活状況に配慮しながら、契約や不動産管理を行うなど、本人の財産について適正な管理を行う。

### こみゆにていーそーしゃるわーかー コミュニティーソーシャルワーカー

地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、支援を必要とする人と公的制度との関係の調整を行う方々のこと。

### しみんこうえきかつどう 市民公益活動

民間が行う非営利の活動のこと。ボランティア団体、NPO 法人など。

### しゃかいふくししんぎかいちいきふくしせんもんぶんかかい 社会福祉審議会地域福祉専門分科会

市の地域福祉計画の策定のほか、地域福祉の推進に関する事項全般について、専門的に調査・審議するため、社会福祉審議会に設置した専門分科会。

### ちいき かいぎ 地域たすけあい会議

地域の高齢者福祉に関する課題を解決するための会議のこと。

出席者は民生委員・児童委員、社会福祉協議会、在宅介護支援センター、地域包括支援センターなど。

### ちいきふくしかつどうけいかくさくていいんかい 地域福祉活動計画策定委員会

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の策定委員として、高崎市社会福祉協議会が設置した委員会。

#### でまえこうざ 出前講座

市職員が、地域で行われる事業や施策に関するテーマについて、市民の理解を一層深めることを目的に、地域の集会所等に出向いて実施する講座のこと。

#### にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

#### ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者

災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難する事が困難であり、迅速な避難のために特に支援を要する方々のこと。

#### ふくしひなんじょ 福祉避難所

高齢者や障害者の方などで、指定避難所での避難生活が難しい方に配慮した、避難所のこと。

#### みんせいいいん じどういいん 民生委員・児童委員

民生委員：厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に勤める方々のこと。「児童委員」を兼ねる。

児童委員：地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う方々のこと。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。



## 第2次高崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成26年度～平成30年度  
(2014年度～2018年度)

発行日 2014年3月

発行者 高崎市福祉部社会福祉課

〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1

電話 027-321-1243 (直通)

ファックス 027-326-8876

E-mail [shakaifukushi@city.takasaki.lg.jp](mailto:shakaifukushi@city.takasaki.lg.jp)

社会福祉法人 高崎市社会福祉協議会

〒370-0065 群馬県高崎市末広町115番地1

高崎市総合福祉センター3F

電話 027-370-8855 (代表)

ファックス 027-370-8856

E-mail [takasaki-shakyo@bd.wakwak.com](mailto:takasaki-shakyo@bd.wakwak.com)